

平成27年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成27年12月10日）

議事日程（第2号）	15
日程第1 一般質問	17
1. 今西久美子 議員	17
2. 谷口重和 議員	38
3. 垣内秋弘 議員	45
4. 稲石義一 議員	61
5. 山内実貴子 議員	76
6. 青山美義 議員	82
7. 内田文夫 議員	84
8. 原田周一 議員	91
9. 安本 修 議員	94

平成27年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年12月10日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 今西久美子 議員
2. 谷口重和 議員
3. 垣内秋弘 議員
4. 稲石義一 議員
5. 山内実貴子 議員
6. 青山美義 議員
7. 内田文夫 議員
8. 原田周一 議員
9. 安本 修 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中 修	議員
副議長	1番	稲石 義一	議員
	2番	内田 文夫	議員
	3番	山内 実貴子	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	今西 久美子	議員
	6番	青山 美義	議員
	7番	垣内 秋弘	議員
	8番	奥村 房雄	議員
	9番	原田 周一	議員
	10番	上林 昌三	議員
11番	谷口 重和	議員	

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西 谷 信 夫 君
副 町 長	田 中 雅 和 君
教 育 長	増 田 千 秋 君
理 事 兼 総 務 課 長	山 下 康 之 君
理 事 兼 企 画 ・ 財 政 課 財 政 課 長	小 西 基 成 君
理 事 兼 福 祉 課 長	大 江 輝 博 君
理 事 兼 建 設 ・ 環 境 課 建 設 課 長	光 嶋 隆 君
総 務 課 危 機 管 理 担 当 課 長	清 水 清 君
企 画 ・ 財 政 課 企 画 課 長	奥 谷 明 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 ・ 会 計 課 長	馬 場 浩 君
戸 籍 ・ 保 険 課 長	長 谷 川 み どり 君
健 康 長 寿 課 長	黒 川 剛 君
建 設 ・ 環 境 課 環 境 課 長	三 好 茂 一 君
産 業 振 興 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	野 田 泰 生 君
教 育 次 長	谷 村 富 啓 君
教 育 課 長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長	岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

なお、本議会におきましても、全ての議員が一問一答方式を選択されております。一問一答方式にあつては、質問事項を1件ごとに行い、質疑は3回までとすることといたします。

また、対面方式とし、質問席を前列中央に設けております。

それでは、通告順に質問を許します。

5番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○5番（今西久美子） 皆様、おはようございます。

5番、今西久美子でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、1点目は、来年度の予算編成についてであります。

来年度、2016年度は、西谷町長の任期最後の予算となります。3年前の町長選挙の際に掲げられた公約についてどのように総括をし、来年度の予算においてどのように実現をしていこうとされているのかについてお伺いをいたします。

町長は、選挙の際、未来に希望と責任を持てる茶文化のまち「好きやねん うじたわら」の実現を目指し、その柱として、①未来に希望と責任、②くらしに安心安全、③行政に信頼と真心の3つの柱を掲げ、農林業の振興や企業誘致、中小零細企業や町内業者への支援、道路交通網の整備促進、未来を担う子どもたちの健全育成、誰もが幸せを実感できる福祉施策、災害に強いまち、交通安全対策の強化などなど多くの公約を掲げられました。これらについてきちんと総括をし、最終年度である2016年度において実現をしていくために、どのように予算を編成していこうとされているのかについてお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

ここ連日、朝夕大変厳しい寒さが続いておりますけれども、議員の皆様におかれましては、本日平成27年第4回町議会定例会におきます一般質問ということで、公私とも

何かとご多用のところご参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は、9名の議員各位からご質問をいただくこととなっております。ご質問が大変多岐にわたっておりますが、できるだけ的確な、そして簡潔にご答弁を申し上げたいと存じますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの今西議員のご質問につきましてご答弁を申し上げます。

私は、公約として、「未来に希望と責任」、「くらしに安心安全」、「行政に信頼と真心」の3つの柱を掲げ、未来に責任を持てる「好きやねん うじたわら」の実現を目指し取り組んできたところでございます。

現時点における公約の実現、取り組み状況でございますが、これまで成長基盤を築く道路交通網の整備促進につきましては、新名神高速道路の建設対策や都市計画道路宇治田原山手線の整備促進に努めてきたところでございます。

また、誰もが幸せを実感できる福祉施策につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりを推し進めるため、町内の私立幼稚園に通園する幼児に対する補助金の拡充や町立保育所の保育料の第3子以降の無料化、高校生通学費補助の拡充、また、安心安全施策につきましては、消防団員装備拡充事業やキッズ防火隊の発足、地域みまもりステーションの整備など、既に実現したものも多数ございますが、次年度以降の予算におきましては、さらに第5次まちづくり総合計画における4つのまちづくりの目標、「健やかに安心して暮らせるまち」、「便利で快適に過ごせるまち」、「活気にあふれる交流のまち」、「子育てと学びを応援するまち」及び2つの行政の基本姿勢「住民・行政のパートナーシップの構築」、「効果的な行財政運営」に沿った効果的な取り組みを着実に推進することとし、特に第5次まちづくり総合計画におけるまちづくり戦略及び地方創生総合戦略に該当する事業につきましては、予算の重点化を行う中で予算作業を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 町長は、選挙のときに日本共産党宇治田原町支部が出しました公開質問状に対して、町民の代表として、府・国への毅然とした態度で言うべきことは言うべきであると考え、このように回答されておりました。また、町住民の暮らしや心を守るという責任のもと、防波堤としての役割は当然ともされていたところであります。

しかし、西谷町政になって3年、先ほど公約については一步一步実現をしてきたというご答弁がありましたけれども、住民の暮らしはどうなったでしょうか。消費税の増税や高齢者の医療費負担など国の悪政をそのまま宇治田原町政に持ち込み、住民の立場で国や府に毅然と物を言うこともなく、防波堤の役割が果たせているとは言えないというふうに感じております。

今、国の社会保障の連続切り捨てにより、住民生活はまだまだ厳しいものとなっています。公的年金の実質の引き下げ、医療費の窓口負担の増、介護保険料の引き上げ、一定所得以上の方の介護保険利用料を1割から2割へ増額をいたしました。介護施設利用者の食費や居住費の補助を廃止し、そして消費税の増税などなど、負担増と給付の切り下げはめじろ押しであります。

来年度予算編成に当たっては、これ以上住民への負担がふえないよう、町の公共料金については据え置きもしくは引き下げを求めます。また、住民の暮らしや営業を守る施策、若い人がこの宇治田原に住み続けることができるような思い切った施策に重点を置いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご質問にお答えを申し上げます。

これまでから住民の皆さんにお約束してきたことは、着実に進めてこられたと自負はしておるところでございますけれども、もちろん、これからの施策の実現に取り組んでいかなければならないものもありますが、より現状に見合った形で、必要な対策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

平成28年度の当初予算編成に当たっては、住民の皆様とのお約束も踏まえ、平成28年度に取り組むべき施策について現在策定を進めております。第5次まちづくり総合計画の4つのまちづくりの目標「健やかに安心して暮らせるまち」、「便利で快適に過ごせるまち」、「活気あふれる交流のまち」、「子育てと学びを応援するまち」を柱建てとした新たな施策体系のもと、本格的にスタートを切る予算にしていきたいと思っております。

なお、町民の代表として、国・府へ毅然とした態度で言うべきことは言うべきであると考えていることを申し上げた点につきましては、何ら変わっておりませんし、百万一心、皆で力を合わせて、何事もなし得ることの信念のもとに、今後も住民のためとなる町政運営を進めてまいりたいという思いにいささかも揺らぎはないと私は考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 町長は、かねてより、自民党との太いパイプがあるとこのようにおっしゃってこられました。東京に行ったときに、そこに自民党の窓口があるというのが、自分の強みだということもおっしゃっています。今の安倍自民党政権は、国民の声も聞かず、先ほど申しましたとおり、負担増と給付切り下げの政治を続けております。宇治田原町のような小さな町の住民の目線で政治を進めているとは到底思えない。そのところを毅然とした態度で言ってほしいと思っております。

その一方で、公共料金についてはご答弁がございませんでしたけれども、宇治田原の住民にとってもっとも身近な地方自治体として、しっかりと国の防波堤として頑張ってもらいたいそのように考えております。そこは切にお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、具体的な施策についてお聞きをしてみたいです。

1つ目には、子育て世代への支援体制の充実についてであります。

町長は、子どもは町の宝だといつもおっしゃっておりますが、少子化は全国の例に漏れず、宇治田原町においても深刻な状況であります。町長は公約の中で、子育て世代への支援体制を充実するとしておられますが、次の3点についてお聞きをいたします。

まず、給食費、教材費などの無料化についてお尋ねをいたします。

ここで、給食費や教材費が一体どれくらいかかっているのか、ちょっと保護者の方に教えていただいたのですが、例えば宇治田原小学校の9月の場合ですけれども、給食費が4,100円、このほかに学級費100円、児童会費20円、PTA会費500円、教材費は学年によって違いますけれども、最も高い6年生で5,352円、これに加え、6年生では、卒業積立というのが1,000円加わりまして、合計1万1,072円となっています。教材費が月によって変わりますので、もっと安い月もあるんですけれども、これら保護者にとっては結構な負担となっております。

9月議会でもお聞きをいたしましたが、憲法26条の義務教育は、これを無償とするとの定めに従って給食費や教材費の無料化を求めますが、いかがでしょうか。

次に、高校生の通学費補助拡充と、大学生の通学費補助の創設についてお聞きをいたします。

先ほど高校生の通学費補助については、今年度拡充をしたというご答弁もございましたけれども、町長は選挙中の新聞社のアンケートにお答えになって、高校通学費補助を

2分の1程度まで拡充後、段階的に拡充し、全額補助を目指していきたいと答えられております。先ほどのご答弁では、全額補助をみたいという言葉もありましたけれども、それは初乗り運賃を引いた控除した後の全額補助ということでありましたので、完全な全額補助とはなっておりません。さらに、大学生につきましても通学費の補助を検討したいとされてまいりました。ぜひ来年度予算で実現を求めるわけですが、その点はいかがでしょうか。

さらに、少人数学級の推進についてもお聞きをいたします。

来年度の小・中学校における京都式少人数学級状況はどのようになっているのでしょうか。引き続き35人を超えるクラスについては、少人数学級で対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、新中学3年生、今の2年生ですが、昨年を引き続いて、保護者の皆さんからは、4クラスにしてほしいとの要望がございます。どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 答弁に先立ちまして、先般の臨時議会におきます教育長の任命につきまして、議員の皆様方にはご同意を賜り深く感謝申し上げますとともに、今後とも教育行政の推進に誠心誠意尽力してまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ご質問にお答えいたします。

1つ目の給食費、教材費などの無料化についてでございますが、9月の一般質問においても答弁いたしましたように、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者（要保護・準要保護世帯）に対し、就学援助規則にのっとり援助による支援を行っているところであり、無料化については難しいと判断しております。

2つ目の高校生の通学費補助拡充と大学生の通学費補助の創設についてでございますが、高校生の通学費補助においては、今年度より、一定の推定年収以内の保護者世帯を対象に、通学費購入額の年間購入額より初乗り運賃の通学定期購入金額を控除した額に対し全額補助を行う拡充を行ったところであり、来年度も引き続き継続してまいりたいと考えています。

また、大学生の通学費補助の創設については、通学方法や通学日、通学期間等さまざまな課題がある中において、単純に創設することは難しい状況でございます。今後、教育支援や経済的負担の軽減などを考慮し、どのような支援内容が望ましいのか、検討を重ねてまいりたいと考えております。

3つ目の少人数学級の推進についてでございますが、現在の児童数から来年度を勘案した中で、田原小学校の5年生、6年生、宇治田原小学校の3年生、4年生、6年生が、本年度と同様に京都式少人数学級となるよう要望をしております。また、その他の学年においても、今後の人数の増減の動向を踏まえ要望してまいりたいと考えております。最終的には、どの学年も来年度が始まるまで確定できない状況でございますが、京都式少人数学級を最大限に生かせるよう要望を続けていきたいと存じます。

次に、中学校についてでございますが、3年生が106人で今のところ、人数の変動がございませんので、3学級を継続していく状況ですが、今後人数増があれば検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 先に少人数学級についてお聞きをいたしたいと思えます。

中学校については3学級でというご答弁でしたけれども、今106人ということは、1クラス35人か36人ですね。支援学級の生徒さんの机も現学級にございますので、37個の机が並んでいるクラスもございます。保護者の皆さんからは、3年生は受験もあるので、何とか4クラスにさせていただいて落ちついた環境の中で学校生活を送らせたいと、このように願っておられます。

中学校においても、京都式少人数学級の制度を活用して、教科担任については町単費でも補充するなどして4学級にすることはできないのでしょうか。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

中学校における京都式少人数学級制度に当たっては、中学校が教科担任制であることによる教科の調整等が必要となる大きな課題がございます。町単費の教員といたしましては、現在、学習を支援する補助教員、特別支援教育の視点で支援が必要な児童生徒を支援する補助教員、小中一貫教育に係る教科臨時教員を配置し、教育の充実を図っております。

この教員配置を保ちつつ、京都式少人数学級制度の導入に係る教科の調整を図るに際し、4月当初からの人材確保や資質・能力を備えた教科担任の人材確保において、町単独で適切に補充することは難しい状況であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今、難しいというお話でしたけれども、ぜひ中学校、現場と相談をしてください。昨年度も同じようなことを私、申しましたけれども、現場の先生方は、たとえ持ち時間がふえてでもクラスをふやした方がいいとおっしゃる方もおられました。そこは本当に現場と相談をしていただいて、決定もしていただきたい。

それと、府や国に対して、本当に30人学級の実現を強く要望も、今までもしていただいているかとは思いますが、強くお願いをしておきたいと思えます。

それでは、給食費、教材費の無料化、また高校生、大学生の通学費補助についての2回目の質問ですが、どちらも難しいというご答弁でありました。しかし、保護者の子育てに係る悩みや不安というのは、子どもの教育や将来の教育費という項目が最も多くなっております。子ども・子育てニーズ調査の中では、望ましい子育て支援について、経済的負担の軽減を望む声が実に75%を超えていることを考えれば、今の支援のままでは特殊出生率の増など、私は到底見込めないと考えます。

高校生の通学費については、まだまだ保護者の負担は大きいです。子どもが高校に通うようになったら引っ越さないといけないという声があることは、何度もご紹介もしてまいりました。定住化を図ることからも、全額負担に近づけるように、新年度予算においてさらなる拡充をお願いしたいと思います。宇治田原町が本気で人口ビジョン1万人を目指すというならば、思い切った経済的な支援が必要だと思えますけれども、この点につきまして町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

保護者の負担軽減を図り、生徒の就学を支援する高校生の通学費補助事業は、本町の交通事情や保護者及び生徒が安心して教育を受けることができる支援として、多くの保護者の方々に補助をさせていただいておるところでございます。

補助の拡充につきましては、さきに教育長が述べましたように、今年度充実を図ったところであり、さらに充実をするに当たっては、事業の効果と検証を行いながら、可能な限りの子育て世代の支援体制となるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ぜひよろしく願いをいたします。

ことしから給食費と教材費、そして修学旅行費を完全無料とした京都府伊根町では、修学旅行費や給食費につきましては、国の地域住民生活等緊急支援金を活用されたとい

うことをお聞きをしています。教材費については、大体1人当たり1,250円、月額ですが、その程度で予算化をされておりました。これを宇治田原の児童生徒数に当てはめると約1,200万円程度になります。また、給食費、今、月4,100円ですけれども、これを完全無料にすると約4,000万円ほどの予算が必要となってまいります。ただ、これは非常にインパクトがあるというふうに思います。山手線が開通するのと同じぐらいのインパクトがあるのではないかと。移住や定住を促進して、子育てするなら宇治田原でと言われるような思い切った施策、支援策を求め、次の質問に移りたいと思います。

次に、安心安全対策の強化についてお尋ねをいたします。

1点目は、防災対策について3点にわたりましてお聞きをいたします。

まず、防災訓練における情報伝達訓練についてであります。

災害時、何よりも大事なものは命を守る行動であります。住民の皆さんが安全に避難するために、いかに迅速に正確な情報を伝えるかが重要であります。各地区の自主防災組織では、きちんと連絡網も整備をされ、中には垂直避難などの訓練をされているところもあるやに聞いておりますけれども、全町的に情報を伝達する通信訓練、それをもとに安全に避難をするという訓練を実施すべきではないでしょうか。

2点目は、災害時避難の際に、支援を要する方、避難行動要支援者の把握について。

新しい地域防災計画では、名簿の作成を町が実施をするというふうにされております。早急に把握をし、災害に備えるべきであると考えます。具体的にどのようにされるのか、お聞きをいたします。

3点目は、災害時の情報伝達方法についてです。

私は、戸別受信機が最も有効であるのではないかとして、何度も取り上げてまいりました。今年度検討をするとのことでしたけれども、検討結果と来年度予算においてどのように反映をしていかれるのか、お聞きをいたします。

さらに、もう一つの安心安全対策の強化として、町長は公約の中で、交通事故と犯罪のないまちを目指すとし、防犯灯や交通安全灯の増設で明るいまちにすると言われております。宇治木屋線南バイパスは開通して数年がたちますが、明かりがほとんどなく、真っ暗で危険な状況となっております。特に国道307号との交差点には、水銀灯の設置を府に要望していただきたい。さらに、歩道には防犯灯の設置を求めますが、その点いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） おはようございます。

安心安全対策の強化につきまして、まず、防災訓練における情報伝達についてご答弁申し上げます。

平成23年3月11日の東日本大震災、また、平成26年8月には広島市土砂災害など、全国で今までに経験したことのないような大災害が発生しております。ことしは早い時期から台風が接近し、各地で大きな土砂災害などが発生いたしました。中でも台風18号から変わりました温帯低気圧などの影響で、関東・東北地方では記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂崩れなど、各地で甚大な被害をもたらしたところでございます。本町におきましても、平成24年8月の京都府南部豪雨災害、平成25年9月の台風18号災害により、甚大な被害が出たところでございます。

議員ご指摘のとおり、ひとたび大きな災害が起こったとき、どういった行動をとればよいかということは、とても重要なことであり、命を守る行動として迅速な避難は、大変重要な意味があると認識しているところでございます。

ご承知のとおり、各地区におきましては、自主防災会による訓練を実施していただいているところでございます。その中で、各自主防災会において連絡網を活用した情報伝達訓練も訓練内容の一つとして実施していただいているところもあり、こうした訓練の積み重ねが有事の際に迅速な行動に結びつくものであると考えています。

本町といたしましても、総合防災訓練の中で、避難情報伝達訓練といたしまして、緊急速報メールや安心安全メールの発信、また消防団各支部と連携したサイレンの吹鳴、各自主防災会と連携した避難・誘導訓練、さらには避難所から離れた高尾区の区民さんを自衛隊車両により田原小学校まで避難移送する避難所輸送訓練など各避難訓練を実施したところでございます。

今後、それぞれの防災訓練を十分検証し、各自主防災会とも連携、協議させていただく中で、本町のさらなる防災力充実強化につながるよう情報伝達訓練も考えております。

次に、避難行動要支援者についてご答弁申し上げます。

現在、避難行動要支援者につきましては、記述しております本町地域防災計画の見直しを行っているところでございます。地域防災計画は、災害対策基本法に基づき地方自治体などが防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画でございまして、防災会議で作成するものとなっております。現在、平成25年3月に策定したものが最新のものとなっておりますが、その後東日本大震災等の大災害を踏まえまして、災害対策基本法等の法律が改正され、国や京都府でも計画の改定など、さまざまな取り組み

が進められてきたことから、本町の地域防災計画の改定作業を進めているところでございます。

ご質問にございました避難行動要支援者につきましては、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難として避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたことを踏まえまして、地域防災計画に記述をした上で、要配慮者支援に係る計画を充実・強化し、災害時において要配慮者の支援が実施できる体制の整備を図るものでございます。

本町の防災の基本となります地域防災計画の改定作業を鋭意進めてまいりますとともに、避難行動要支援者の把握、名簿作成につきましても計画しているところでございます。

次に、住民への情報伝達手段についてご答弁申し上げます。

阪神・淡路大震災、東日本大震災等の地震による災害や集中豪雨による土砂災害など今までに経験したことのないような大災害に対して、防災情報伝達手段の必要性はますます高まっております。そうした中で本町におきましても、安全性・速報性・正確性などを備えた本町に合った防災情報伝達システムを構築することが喫緊の課題であると考えております。

そこで、本年度は、一般的に有用と言われております防災行政無線（同報系）や防災行政無線（同報系）で発信した情報を屋内にいても聞き取ることができる戸別受信機も含め、情報伝達システムの導入を検討するため、現時点で考えられるそれぞれの情報伝達システムのメリット、デメリットにつきまして検討をしているところでございます。

ご質問にございました情報伝達システムの整備につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれのシステムの有効性や課題を十分に検討する中で、本町の地域特性にマッチした情報伝達システムにつきまして、段階的に導入を目指して取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、防犯灯などの照明設備の設置についてご答弁申し上げます。

主要地方道宇治木屋線南バイパスは、都市計画道路山手線の一部として京都府に整備いただきましたが、現状は南栗所地内まで通行可能で、交通量はまだまだ少ない状況にあります。昼間時には、ウォーキングなどのご利用もあるようですが、大多数が車両での利用であり、かつ夜間にはさらに利用者が少なくなるようであります。このため夜間には照明がなく暗くなることも把握しておりますが、現状の通行量ではなかなか照明設置にまで至らない実情でございます。今後、山手線の整備進捗などにより通行量の増加

が見られるようになれば、照明設備の整備も現実的になるものと想定するところであります。

また、この道路と国道307号の交差点への照明設備設置についてでございますが、当該交差点には、新名神高速道路のインターチェンジの導入部が接続される予定であり、今後かなりの道路形態の変更が予想されることから、現状での整備はない状態でございます。

新名神高速道路の整備状況の進捗にもよりますが、交差点の改良が行われます際には、照明設備もあわせて整備されるものと思われませんが、町といたしましても意見や要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今の宇治木屋南バイパスと国道307号の交差点の件ですが、角っこにお店がございまして、ここがオープンしている間は水銀灯がついていて結構明るいんですけども、定休日とか閉店後は本当に真っ暗になってしましまして、交差点であることもわかりにくいという危険な状況であります。南地域の方は結構ご利用をされているというふうにお聞きをしておりますけれども、先ほどのご答弁では、インターチェンジの工事の関係で計画はないということでしたけれども、まだまだ数年先というふうになると思います。それまでに設置をしていただくように強くお願いをしていただきたいと、このように考えております。

それと、情報伝達システムですが、検討をしていると。検討していただいたら結構なんですけれども、反面、喫緊の課題だというふうにご認識もいただいております、早急な対応を求めておきたいと思っております。

それから、避難行動支援者名簿についてですが、これ、災害時に本当に活用をしようと思えば、日ごろから自主防災会の関係者の皆さんや実際に支援に行かれる民生委員さんとかご近所の方、こういう方などに情報を提供しておく必要があるかというふうに思います。

先日、文教厚生常任委員会で研修に参りました三重県の玉城町では、個人情報の保護について名簿を暗号化して、万が一、情報が漏れても個人が特定できないというようにされておりました。

今回名簿の情報保護については、どのように確保をされようとしているのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） ご答弁申し上げます。

避難行動要支援者の名簿作成につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおりでございます。災害対策基本法の第49条の10第1項の規定により、作成が義務づけられたところでございます。

現在、地域防災計画の見直しを進めておりますが、改定する中で避難行要支援者に係る細目的な部分も含め下位計画を作成することとなっており、関係各課等が連携をいたしまして、把握しております要介護高齢者や障がい者等、さらには区、自治会で把握されております支援が必要な方を含め情報をいただく中で、要支援者名簿の作成を早急に作成してまいりたいと考えております。

また、避難行動要支援者へは情報提供の同意書を郵送するとともに、戸別訪問するなど直接働きかけることにより、平常時から名簿情報を支援関係者に提供することについて十分説明する中で同意を得られるよう働きかけを行いたいと考えております。

名簿の管理につきましては、地域の避難支援等関係者に限り提供するものとしたしまして、施錠可能な場所での保管や、必要以上に複写しない、また説明会や研修会を通して個人情報の保護を徹底したいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今回、特に幾ら避難支援関係者に提供するとはいえ、幾ら本人の同意があるとはいえ、役場以外のところに名簿が行くこととなります。その点では、情報を提供する側としても細心の注意を払っていただきたい、このように考えております。また、この名簿が、本当にもし災害が起こったときに有効に活用されて、支援を要する方が本当に安全に避難ができるように期待をいたしたいと思っております。

それと、防災対策につきましては、本当に各自主防災会でそれぞれにご苦労をいただいております。頑張っているということは、十分認識をしております。各地域の防災リーダーさん、また防災士も要請をしていただいておりますけれども、こういう方たちが一堂に会して、研修や先進事例などの交流を行う機会もぜひいただきたい、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、大きな2番目、国民健康保険についてお聞きをしてまいります。

1点目は、国保会計の累積赤字と健全化計画についてであります。

今議会には、1億円を超える補正予算が提案をされております。国民健康保険特別会

計は、ますます厳しくなり、累積赤字がふえるのではないのでしょうか。

今回の補正予算につきましては、入院手術の増加や脳梗塞などのリハビリ期間など、入院が長期にわたる事例がふえていること、がんなどの継続治療が費用額の増加を招いていると、このように分析をされておりますけれども、健全化計画はあと残り2年半を切りました。こういう中で、健全化に向けてどのように取り組んでいこうとされているのか、お聞きをいたします。

○議長（田中 修） 長谷川戸籍・保険課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 国民健康保険特別会計におきます財政状況は、今議会に補正予算を提案させていただいておりますように、医療費の上昇に伴い、非常に厳しいものとなることが想定されます。

ご質問にありますように、財政の健全化は、歳入と歳出のバランスを保つことが重要となってきます。そのバランスを不均衡なものにしている大きな要因の一つである医療費の給付費額の増加を抑制することで、累積赤字の解消をはじめとする財政の健全化は達成できるものと把握しております。

医療費の抑制は、国民健康保険加入被保険者全ての方に健康に対する意向上や取り組み実施へのアプローチを行い、みずからの健康保持にみずからが主体的に取り組んでもらうことで医療費が抑制され、ジェネリック医薬品の医療促進等による医療費の適正化により、総合的に歳出額は抑制できるものであります。日常生活習慣から発生する各種疾病については、正しい知識を持って生活習慣を整えるまたは改善することで予防ができ、各世帯において1人の取り組みがその世帯全員に何らかの影響を与えることが期待されます。

それに向けた取り組みとして、これまでの疾病の早期発見・早期治療を目指した健診環境の整備等に加え、平成27年度より新規に将来における医療費抑制を念頭に、特定健診及び人間ドック等を受診された被保険者全ての方に対し、みずからの健康保持に向けた正しい知識の習得及び取り組みを後押しする健康意識計画啓発事業を進めております。

医療費抑制は、短期間に大きな効果を出すことは困難であることから、他団体の取り組みなどの情報収集、検証に努め、実施可能な取り組みを随時実施し、加入者の健康保持、ひいては医療費抑制に向けて取り組んでいく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 平成30年には、国保の広域化、京都府の一元化が予定をされております。この累積赤字については解消してからということになるかと思うわけですが、見通しはあるのでしょうか。

最も懸念されるのは、保険税の引き上げであります。その点はいかがでしょう。

○議長（田中 修） 長谷川戸籍・保険課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 町国民健康保険特別会計の累積赤字額については、平成22年度決算より単年度黒字に転換し、それに伴い約7,170万円存在した累積赤字額も平成25年度末においては約3,358万円まで減少してきました。累積赤字額の減少に伴いまして、保険税率につきましても介護分を除き、平成23年度より据置きとしていたところでございます。しかし、平成26年度決算におきましては、国等への返還金の発生や医療費の急激な増加等により単年度収支においても赤字決算となり、現在国保の累積赤字額は約6,631万円となっております。

平成30年度から予定されている国保の都道府県化に向けて、国においても国保の財政基盤強化のため、基盤安定負担金における公費拡充などが既に実施されています。また、子どもの医療費助成に伴う国保の国庫負担金の減額措置廃止についても議論がなされております。その一方、国保加入被保険者の医療期間受診などに伴う療養給付費等は、平成27年度においても昨年度に引き続き増加の一途を示していることから、平成27年度はこのままの状態が続けば、さらに厳しい結果になることが想定されます。

今現在、平成30年の国保広域化の時点において、累積赤字を有することによるペナルティーなどは示されておりません。しかし、医療費が増加している現状を踏まえた場合、加入者の方々がいざというとき安心して医療を受けていただくためには、まず、最初に必要となる療養給付費に要する費用を確保することが必要となってきます。そのためには、加入被保険者の方々に応分の負担を求めていくことも視野に入れ、十分な検討をしていく必要があると思います。

被保険者の方々への適正な負担につきましては、国民健康保険運営協議会にお諮りするとともに、医療費の適正化を目指して加入者の健康保持に向けた取り組み支援を推進し、健全な財政運営を達成できるよう取り組んでいきたいとと考えますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 今、保険税の引き上げも視野に入れると、このようなご答弁でしたけれども、全国知事会は、被保険者の負担はもう限界だと、このように主張をされて

おります。さらには、抜本的な財政基盤の強化が必要だともおっしゃっています。

国が財政責任を果たすよう求めているわけですが、町長としても、そういう立場にぜひ立っていただいて国に要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

国民皆保険制度の最後のとりでである国保を将来にわたり持続可能なものとするためには、国民健康保険の構造的な問題が解決されなければなりません。こうしたことから、先月より行われました全国町村長大会及び毎年国保制度改善強化全国大会において、全国町村会をはじめとする9団体において、国に対し国保の財政基盤を強化するための要望を行っています。今年度は、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、医療保険制度の一本化の実現、国民健康保険の安定運営の確保について、強く求めてきたところでございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 全国の町村会をはじめとする9団体において要望したということですが、前半部分についてはそのとおりだというふうに思います。国の財政基盤の強化のための支援策、本当に必要だと思うので、その点は一緒に私も声を上げてまいりたいというふうに思いますけれども、都道府県の軸とした保険者の再編・統合、これについても要望されているようですけれども、これ、本当にこれで解決をするのか、私は非常に疑問であります。国が推奨しているわけですが、公的医療費の削減などが狙いだというふうに思います。住民の皆さんにとっては、利益にならないのではないかというふうに思いますし、また、保険税のさらなる引き上げや国保運営方針、これは都道府県知事が決めるということになっておりますので、市町村議会が関与できない仕組みとなります。住民の参加も議会での議論もできなくなるのではと、このように懸念をしております。

いずれにしても、国が財政責任を果たしてもらわないといけないわけですが、もしそれがなければ保険税引き上げということにならないように、強く求めておきたいと思います。それと同時に、住民の皆さんが本当に健康で過ごせるような全町的な施策をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、滞納についてお伺いをいたします。

町では、滞納分については、全て京都地方税機構に移管をされております。しかし、

現状の税機構については取り立て屋となっているように感じております。特に国保は、自営業や農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者など無職者が多くを占める一方で、1人当たりの国保税はふえ続けております。厚生労働省の調査でも国保加入者の所得水準は、健保加入組合者の4割程度なのに、保険料の平均負担は健保加入者の約2倍にもなっているというのが現状であります。

今、自治体に求められているのは、住民の暮らしを守るという立場に立った総合行政であります。宇治市や八幡市におかれては、国保料に関しては、税機構に移管をされておられません。機械的に滞納分全てを送るのではなく、悪質なもののみ移管してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 長谷川戸籍・保険課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 京都地方税機構は、京都府と京都府内の地方公共団体（京都市を除く）が構成団体となる広域連合で、府市町村から滞納事案の移管を受け、税金等の徴収及び滞納整理を行う特別地方公共団体であります。府市町村の共同化によって、納期限までの納付のなかった町税等を集中して取り扱うことで効率性を高め、より一層の公平公正な納税を目指すものです。町住民税等と同様に国民健康保険税についても、納期限を過ぎましたものは京都地方税機構に移管し、京都地方税機構において徴収や納付相談、滞納処分が行われています。移管している主旨については、前述したとおり、効率性を高め、公平公正な納税を達することにあります。

ご指摘いただいております国民健康保険税については、所得等の負担能力に応じた応能割分と、保険給付を受けるために1人ごと及び1世帯ごとに負担をいただく応益割分とで保険税額を決定しております。また、所得が低い世帯に対しましては、7割、5割、2割の軽減措置を適用することにより、負担能力に応じた適正な賦課を実施しております。この決定された税額が、納期限を過ぎても納付いただけない場合には、京都地方税機構に移管し、徴収等の滞納処分の対象となります。

国民健康保険税は、国民健康保険制度、つまり、いざというときに適切な医療を受けられるように整備された国民皆保険制度を維持するために、加入者それぞれが相互扶助の理念に基づき負担するものであります。所得が低いとされる方につきましても、負担能力に応じた負担をしていただく必要があることをまずご理解いただきたいと思います。

また、地方税機構については、資金や預金調査が実施されることとなりますが、その調査の結果、預金等を有し負担能力を有すると判断される方につきましては差し押さえ処分などが実施されるわけではありますが、調査の結果、負担能力を有しないと判断され

た方につきましては執行停止により徴収行為を停止することとなります。京都地方税機構における集中した効率性の高い業務を実施することで、国民健康保険の相互扶助に基づいた公平公正な納税が果たされるものと理解しております。

また、納付が困難となっている納税者とまず、第一に接するのは、役場職員であることを自覚し、住民目線に立ちながら、さら京都地方税機構と連携を密に図っていく所存でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 京都地方税機構では、この間、最低生活費まで差し押さえるといった生活を無視した滞納処分、差し押さえというのが現に行われております。全国的に言いましても、例えば銀行口座に振り込まれた給与10万円から9万円を差し押さえた、給与や子ども手当を予告なしに差し押さえて預金残高をゼロにした、こういう生計費の差し押さえまで各地で相次いでいるという報告がございます。つまり、今の税機構の体制では親身な相談に乗ると、こういうことは不可能なわけですね。せめて、新しい滞納をつくらぬよう、税機構に移管するまでに町として丁寧な対応ができないものかと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（田中 修） 長谷川戸籍・保険課長。

○戸籍・保険課長（長谷川みどり） 滞納をつくらぬためには、適正な賦課、つまり支払い能力に応じた税額の決定が重要であります。賦課の根拠となる所得把握については、申告書や事業者からの給与支払い報告書等により把握しているところであります。未申告のために所得が把握できずに軽減判定が行えない方などについては、窓口や電話での相談時において申告の必要性などを説明し、申告をしていただいた後に軽減判定を実施し、賦課額を更正または決定しております。

賦課決定した税額の納付については、払い忘れ等を防ぐため、平成25年度よりコンビニ納付を開始し、24時間いつでもどこでも納付できる環境を整備しております。その結果、納期を過ぎた場合に発付する督促状についても、発送件数は減少しております。また、口座振替納付の方についても、振替指定日に納付が行えなかった方については、納付書を再発行し郵送することで納付機会を確保しており、払い忘れによる滞納の発生を防ぐ措置を講じております。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 地方税機構になってから、現年度分も含めて移管をされております。税機構に移管をしてしまえば、もう町としては終わりやと、町が住民の皆さんの暮

らしや営業のしんどさを本当に把握しにくくなっているのではないかというふうに思います。

町長は、弱い立場の人の気持ちがわかると、民間の経験を行政面に生かすと、このように言ってこられましたけれども、今、自治体に求められているのは、先ほども申しましたけれども、本当に住民の暮らしを守るとこういう立場に立った総合行政であると考えております。住民の生活実態をよく聞いて親身に対応する相談、収納活動に転換すべきであると考えますが、町長のご所見をお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご質問にお答えを申し上げます。

京都地方税機構において移管された滞納税のうち、支払い能力のあると判定される方につきましては、公平公正の考えのもと、差し押さえなどの滞納処分を科すこととなります。また、その一方で、そのときの事情等により支払い能力が不足すると判断される方につきましては、徴収行為を停止し、生活の維持、再建を優先していると理解をしておるところでございます。

滞納税の取り扱いについては、賦課から納付という流れの中において制度として定められている制約が存在します。先ほど戸籍・保険課長がお答えしましたように、その制約を理解し、制度の専門家として、納税者とまず第一に接するのは役場職員であることを自覚し、住民の目線に立ち、さらに京都地方税機構と連携を密に図りながら、職員が一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 住民目線に立つためには、本当に住民の生活実態をつかんでもらわないとあかんと思うんです。今、町長ご答弁ありましたけれども、丁寧な対応をぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

また、町内の差し押さえまたは滞納処分受けた方が本当にどのようにされたのか、ぜひとも実態もつかんでいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

それでは、最後に農業問題についてお聞きをいたします。

まず、TPPについてです。

先日、TPPに参加をする12カ国の閣僚会議で大筋合意をしたと、このような報道がございました。交渉が大筋合意したからといっても、まだ協定の全文も確定せず、参加各国の署名や批准の見通しもはっきりしておりません。そんな中、安倍政権はTPP

交渉の大筋合意を受けた総合的なＴＰＰ関連政策大綱を決め、今年度の補正予算や来年度予算編成に反映をさせると、このように言われております。しかし、具体策は先送りでありまして、不透明な対策については、生産者からも不安は消えないとこのような声が上がっております。

安倍政権と農林水産省は、ＴＰＰの影響は限定的だと、このように楽観的な見通しを示した上で、大量の輸入拡大を約束した米については、備蓄対策の改善で国産米には影響させないと言っておりますけれども、米価下落への効果は不透明でありまして、宇治田原町内の農家の皆さんからも、米の値段がますます下がるのではないかと不安の声をお聞きしております。宇治田原町におけるＴＰＰの影響につきまして、どのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） ご質問のありました農業施策について、ＴＰＰについてお答えいたします。

去る１０月５日、ＴＰＰ交渉参加１２カ国の閣僚会合による協定の大筋合意が発表されたところであり、その後、政府は１０月９日にＴＰＰ総合対策本部を設置し、総合的な政策対応に関する基本方針を決定し、同方針の農林水産分野に係る基本方針において、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、１、農業・農村の体質強化対策、２、重要５品目対策、３、国民的理解の増進対策の３項目に沿って対策を取りまとめ、政府全体で責任を持って対応するとされております。

議員ご指摘のとおり、米につきましては、重要５品目の一つでありながら米国やオーストラリアに対し米麦の特別輸入枠が新設される等、米生産者が不安を抱かざるを得ない内容となっているのも事実でございます。

本町といたしましては、来年の通常国会における審議の行方を注視し、関係機関と連絡を密にして、本町における影響について慎重にはかってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 今西君。

○５番（今西久美子） 町長は、２０１３年の３月議会のＴＰＰに関する一般質問において、政府が国民に対し、ＴＰＰの利点や課題等について十分な情報提供と明確な説明を行うとともに、地方の基幹産業である農業の再生強化に向けた対策や、生活に直接影響する保健医療制度等への対応策を明らかにした上で、国民的な議論と合意を得て、国益を損なうことがないように慎重に判断、対処されるべきであると考えていると、このよ

うにご答弁をされておりました。

では一体、政府は利点や課題、対応策などを明らかにしたでしょうか。その上で国民的な議論と合意を得たでしょうか。秘密交渉で、大幅に譲歩をした大筋合意の全容も明らかにせず、政府が情報を独占したまま、具体的な対策は来年秋までに詰めると、このように言っております。とりわけ大きな被害を受ける農業分野では、米など重要5項目については関税の撤廃や引き下げを認めず、それができなければ交渉脱退も辞さないという国会決議に基づく交渉だったはずですが、その決議が本当に守られたのかどうか、国会や国民にきちんと説明をすべきであります。

T P P大筋合意と改定案の全体、交渉経過などの情報を全面的に公開をし、国会や国民の中で徹底的な議論を行うこと、国会決議に違反していないか、日本の経済と国民の暮らしにどう影響するのかをしっかりと検証し国民にきちんと説明をするよう、国に求めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、今西議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほどもありましたけれども、去る10月5日、T P P交渉参加12カ国の閣僚会合において協定の大筋合意が発表され、その後、政府は10月9日にT P P総合対策本部を設置し、総合的な政策対応に関する基本方針を決定し、同方針の農林水産分野に係る基本方針において、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、3項目に沿って対策を取りまとめ、政府全体で責任を持って対応するとされておるところでございます。

交渉経過や協定の全体像につきましては、今後明らかにされることと存じますが、本町へのT P Pの影響につきましては、その内容と国の対応策をあわせて判断すべきものと考えておりますので、状況を見定めた上で関係機関と連携をとり、必要に応じて対策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） T P Pにつきましては、次に質問いたします荒廃農地の拡大にもつながるといふ懸念もございますので、その点についてお聞きをしてみたいと思います。

田んぼについては、本当につくればつくるだけ赤字となるということが言われており

ます。高齢化でつくらないというかつくれない方がふえておりまして、畑につきましても、有害鳥獣の被害などにより耕作をやめる人もあります。

荒廃農地対策というのは、非常に大きな課題となっております。町として、荒廃農地を生まないためにどのような対策をとり、今後どうしていこうとされているのかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 荒廃農地対策についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、認定農業者や担い手農家が農地の利用権設定を行い、経営規模の拡大を図られるなど、荒廃農地の解消につなげていただいている農家もございます。また、国の制度として、担い手農家への農地集積を目的として、平成26年度に農地中間管理事業の制度が全国の都道府県を一つの単位として発足いたしました。これは、従来から市町村単位で取り組んでいた農地の貸借に係るあっせん、仲介を都道府県単位まで拡大されるものであり、農地の借り手の間口が広がることから、この制度を生かすことにより、将来的な荒廃農地の発生抑止に対して期待がかかるところでございます。しかし、当該事業につきましては、制度が発足して間もないことから、貸し手である農地所有者への十分な周知が進んでいるとはいえない状況でございます。

今後の取り組みといたしましては、農地中間管理機構と町農業委員会とより一層の連携を図り、農業委員会広報紙、農委だより等におきまして制度を紹介し、周知を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） ただいまの答弁では、何かこう、中間管理機構に任せたらもう解決すると、荒廃農地対策になると、こういうようなご答弁のように聞こえましたけれども、圃場整備をされた効率のよい田んぼならば借り手もあるかというふうに思いますけれども、条件の悪い場所では借り手もつかないんじゃないかなというふうに考えます。

米づくりにはお金がかかると、つくればつくるほど赤字になると、先ほども申したとおりであります。土地を守るために何とか無理をしてつくっているという世代は今高齢化が進んでおりまして、かといって、次の世代、若い世代はもうつくらない、つくれないという状況であります。農地は地域の農家が自主的に管理をし、土地改良を重ねて生産力を上げ、代々引き継いできたものであります。愛着のある農地を他人に任せてしまうことで、本当にこの宇治田原の美しい農村の風景を守ることができるのか、私は大変不安に思っております。せめて、兼業で赤字にならないような対策を考える必要がある

のではないかと。

例えば、学校給食に宇治田原産米を使えないでしょうか。売ればつくるといふ農家もあるのではないかと。また、畑の場合は、農地を持たない新住民さんなどを対象にした市民農園や農園利用方式なども考えられるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） 荒廃農地対策について再度ご答弁を申し上げます。

農地中間管理機構につきましては、荒廃農地の発生を抑止するための手段の一つであります。他の手段といたしましては、議員ご指摘のいわゆる市民農園も一つの方法であり、新規就農者の育成や農家の法人化への推進や農作業体験等、多種多様なことが考えられることや、学校給食に町内産米の使用についても、他の市町の取り組みについて調査してまいりたいと考えております。

今後、農業の担い手を確保し、荒廃農地の発生を防止するため、関係機関と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 今西君。

○5番（今西久美子） 十分ご承知だと思いますけれども、農地というのは作物をつくるだけでなく、景観や防災面でも大きな役割を果たしております。この宇治田原に引越して来られる方は、本当にこの自然豊かな自然に憧れてきたという方もたくさんおられるわけです。この宇治田原の美しい農村の風景をいつまでも守っていく、そういう立場で、ぜひともさまざまな施策を講じていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、今西久美子君の一般質問を終わります。

次に、11番、谷口重和君の一般質問を許します。谷口君。

○11番（谷口重和） それでは、通告に従いまして、11番、谷口が質問をいたします。

まず最初に、自家用タクシーについて質問をいたします。

道路交通法は自家用車の有償運送を原則として禁止していますが、公共交通空白地域では、国交相の登録を受ければNPOや自治体による自家用車有償運送が認められております。そのためには、政府に特区認定を申請し、認定を受ける必要があります。町内のバスやタクシー空白地域で、一般住民の自家用車をタクシーのように活用して有償送迎する自家用車ライドシェア、相乗り構想が、本町には適していると考えます。コミュニティーバス等いろいろと交通手段を実践されてきましたが、課題も幾つか残っている

と思います。そうした中で、ライドシェアは、特区認定を受ければ、公共交通網が不十分な本町で、住民のみならず観光施策を重視する上でも、観光客の利便性向上のために自家用車を活用する仕組みをつくることも一考かと思います。もちろん、安全性の点からも慎重を期さなければなりません。

京都府下では、早くも京丹後市が久美浜と網野、丹後の3町にタクシー営業所がない上、路線バスの運行は幹線道路のみで、高齢者の移動手段確保や観光客呼び込みの面で課題を抱えておりました。京丹後市は、9月にライドシェア構想を内閣府に提案し、市域を特区するよう申請をしています。特区に認定されれば、運営会社を設立し、希望者を運転手として登録、住民や観光客が、例えばスマートフォンで最寄りの登録自家用車を探して乗車できるようにする考えだそうです。市の企画政策課は、ライドシェアの対象をタクシー空白地域にするため民業の圧迫は招かないとしており、そして、安全面は運転手の登録基準を厳しくするなどの対策をしていくそうであります。

本町も利便性、安全性、経済性を考えた上で、研究、検討だけでなく、実施に向けた考えはあるのか否かをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 奥谷企画課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則といたしまして、バス、タクシー事業の許可が必要とされております。しかしながら、過疎地域での輸送や福祉輸送といった地域住民の生活維持に必要な輸送については、それらがバス、タクシー事業によっては十分なサービスが提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で運送できる自家用有償旅客運送制度が現状認められております。本町におきましても、町社会福祉協議会に委託し、移送ボランティアによる要介護者や身障手帳をお持ちの方々への移送サービス事業を実施しており、本制度に該当するものでございます。

こうした中、議員ご指摘の自家用車ライドシェアですが、これは本制度をさらに踏み込み、一般住民の自家用車をタクシーのように活用して有償送迎するもので、現行制度上では認められていないため、特区制度による規制緩和を求める声が上がっているところでございます。これを受け、国では、公共交通機関が少ないなど、一定の条件を満たす場合に限り可能とするよう検討が進められているようですが、期待の声がある一方で、安全面やタクシー業界への影響などを懸念する声も上がっているところでございます。

こうしたことから、本町といたしましては、まずは国の制度上の動向を見守りたい

と存じますが、定住人口や移住人口をふやし、活力あるまちづくりを推進する観点からも、誰もが利用しやすい公共交通システムを構築することは喫緊の課題であり、今後、これまでの運行システムを総括するとともに、新たな形態も含めたこれからの町全体の公共交通のあり方について議論を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をいたします。

何事も後手になってはいけないと思います。都市部では別として、郡部の市町村はいろいろと交通問題に手段を講じようとしています。昨今、いつ始めるかが問題であります。人口減少の中、鉄軌道もなく、公共交通として一日中頻繁にあるわけでもなく、コミュニティーやミニバス運行も住民満足度からするとほど遠いと思われれます。やはり、本町にとっては、いち早く近隣市町より優れた施策を講じる必要があります。

ライドシェアも単なる一例にすぎません。今日の本町交通システムでは、誰もが不満足、不便としか言いようがないと思います。委員会での議論ももちろん大事ですが、時間ばかりを費やしては、住民は町外へと流出し、人口問題をも論じておられません。喫緊の課題であります。現実を多方面から見据えた中で、どのような考えにあるのか町長にお聞きいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、谷口議員のご質問にお答えを申し上げます。

本町における公共交通といたしましては、ご存じのとおり、現在、福祉バスの直営運行と地元が運行されるコミュニティーバスに対する支援という2つのシステムを運用しておりますが、各種機会を通じた住民の皆様方からの声といたしましては、公共交通の利便性向上が町の主な課題であるところのご意見をいただいているところでございます。

こうした中、本町では、現在第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めておりますが、先ほども申し上げましたとおり、今後も多くの方々に宇治田原町に住み続けていただくためには、誰もが利用しやすい安心で利便性の高い公共交通システムの構築は必要不可欠であると認識をいたしておりまして、これらの計画にもしっかりと位置づけてまいり所存でございます。その上で、本町の地域特性に応じた新たな公共交通システムの構築に向け、平成28年度より、民間交通事業者や利用者等を含めた関係機関による議論を早急に進めてまいりたいと考えておりますので、

ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） それでは次に、奥山田バイパスについて質問いたします。

国道307号線の改良整備は各所において実施供用されてきました。宇治田原町内にあっても、その中で狭隘区間が多い奥山田地区において、平成20年9月から実施計画されました栢村地区から大杉地内までの改良工事に着手していただいておりますが、当初の計画では平成24年度末に完成、供用開始ということ聞いておりました。しかしながら、その計画が遅延し、平成27年度末に延期されましたが、再度延期され、現状では平成28年度の供用開始と認識いたしておりますが、今日、現在の工事の進捗状況を見たとき、大変厳しいと思われまます。

なぜ計画どおりにいかないのか、業者が不足しているのか、予算が狂ったのか、遅延の原因はどこにあるのか伺いますとともに、供用開始はいつごろになるのか、しかるに、どれくらいの工事年数がかかるのか、その見通しについてお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 国道307号奥山田バイパスは、平成17年度から事業着手されておまして、平成23年9月には大杉トンネルも完成し、平成26年6月には現道拡幅部の一部供用開始を行うなど、着々と全線完成に向けて尽力いただいているところでございます。

同バイパスの完成時期でございますが、現在のところ平成29年度末と聞いております。この完成時期につきましては、137mのトンネルと163mの橋梁は既に完成しておりますものの、山間部の工事で進入路が限定されるため、現在実施中の鋼製栈橋を施工した上で、今後、山切り工事や67mの橋梁工事の整備を図る予定とされており、慎重を期していただく中で、予想以上に時間を要したことなどからおくれが生じているものと伺っております。

地元として、道路整備の早期完成に向けた要望は常々行っており、引き続き京都府に対しまして働きかけてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

なお、今後の工事につきましては、昨年度からの栈橋建設工事や、その栈橋から現道への接続する工事を残しておりますが、今年度を含めまして3カ年で完成の見込みであるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは次に、奥山田バイパスと山手線の関係について質問をいたします。

国道307号奥山田地区の改良工事が延期されればされるほど、内容は異なるとしても、宇治田原山手線、国道307号線以南の工事着手にも影響するのは避けられないものではないかと危惧するところであり、できるものもできなくなる可能性もないとは言えないと思います。人口1万人弱の小さな町で、国道307号バイパス工事を一度に2カ所は無理な話と考えるところであり、このようなことを算じますと、なおさら京都府に対しまして促進要請を強くする必要があります。当局として、この件をどのように考えているのか、また、府に対してどのようなアクションを行っていくのかをお聞きいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 9月の府議会で、尾形府議、北川府議から宇治田原山手線の整備見通しを質問されたことに対しまして山田知事は、都市計画決定されている現在のルートは山間部を通り沿道利用が難しいことから、今後、府と町の担当者等で構成している検討会議において、新名神高速道路全線開通時における当面のまちづくりの姿や将来のまちづくり計画がどのようになるかを踏まえた上で、今年度より沿道利用が見込める概略ルートや整備方法等について、現在事業中の奥山田バイパスの進捗状況も見ながら、宇治田原町とともに鋭意検討してまいりたいと答弁されております。

京都府は今年度、宇治田原山手線の予備設計を発注されましたので、事業着手に向けて前進していただいていることは事実でございます。次年度以降についても事業推進していただけるよう、去る11月4日には山田知事に直接、町の要望書を提出しており、既にそのアクションは起こしているところでございます。さらに、11月9日には、住民会議の役員の皆様方と京都府山城広域振興局長様、山城北土木事業所長さんとの意見交換会が開催されまして、山手線の早期工事着手について活発な議論をしていただきました。その中で、本町の第5次まちづくり総合計画における山手線の土地利用がこれからの課題であることを相互に認識しましたので、新名神を核として、山手線が今後のまちづくりにとって必要であることを前面に押し出してまいりたいというふうに考えております。

宇治田原山手線の整備が、本町のみが便益を享受するのではなく、近隣市町にとっても、また工業団地企業にとっても利用度が高く、京都府事業として早期に完成をしていただくことが府南部地域の活性化につながるということを今後もアピールしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をいたします。

山田知事は、府議の質問に対し、現在のルートは山間部を通り沿道利用が難しいことから、検討会で新名神開通時におけるまちづくり計画を踏まえた上、沿道利用が見込める概略ルートや整備方法等について、事業中の奥山田バイパスの進捗状況を見ながら、宇治田原町とともに鋭意検討していきたいと答弁されたそうです。また、予備設計も発注済みということですので、進展は評価できると思われま。

11月4日には知事に直接要望書を提出していただき、11月9日には住民会議の役員の皆様と京都府山城広域振興局長、山城北土木事務所長との意見交換が山手線早期着手について活発な議論が交わされたそうでありますが、その内容はどうであったのか。

そして、第5次総計における山手線土地利用の中で、新市街地も含め、庁舎候補地をその構想内に組み入れると仮定しますならば、町長が言う平成32年度には庁舎完成をめどとしたいとのことでありましたが、利便性や現在の社会状況をも鑑みますと相当難しいと思われま。さすれば、この道のスペシャリストであります副町長はどのような考えをお持ちか、絞った知恵をお聞かせください。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） ご答弁申し上げます。

まず初めに、11月9日に都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議の皆様と京都府山城広域振興局長、山城北土木事業所長との意見交換会をいたしたときの内容についてであります。先ほど光嶋理事から答弁申し上げましたように、町の将来をこの道路に託している我々の思いを受けとめていただき、京都府としても、町全体を代表する方々の切実なる思いを感じ重く受けとめている、新名神という目標を同じ価値観で知事を先頭に頑張っていくと言っていた。また、尾形府会議員からは、府南部地域発展のために必要な道路として尽力してもらいたいと、広域での必要性を訴えていただいたところでありま。

今後も住民会議の皆様のご協力を得ながら、西谷町長を先頭に早期着手を強く要望してまいります。

新庁舎建設予定地につきましては、12月7日の全員協議会で第5次まちづくり総合計画の土地利用構想でお示しましたように、新都市創造ゾーン周辺を考えているところであり、宇治田原山手線の整備は大変重要であります。議員からは、町内においてバイパス工事を一度に2カ所は無理な話ではないかのご指摘もあるところではございますが、それにつきましても積極的に要望してまいりたいと存じます。

宇治田原山手線は、これからのまちづくりはもとより、日々の渋滞対策、非常災害時の対策、新名神高速道路へのアクセスの観点からも早期に整備が必要であり、新庁舎整備に支障が出ないよう、また、新名神高速道路の完成に合わせた整備ができるよう、引き続き強く要望をしてまいる所存でございますので、議員の皆様におかれましてもご支援、ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 谷口君。

○11番（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、最後に総括といたしまして一言述べさせていただきます。

先般、12月2日の地方紙の紙面で、新庁舎は南北線周辺へという見出しで掲載されており、まちづくり総計審議会の5回目の会合で町企画・財政課が示したこの計画は、次期まちづくり総計の素案に反映させたとありました。山手線の早期着工を鑑みれば、新庁舎候補地選定を同地で進めることは山手線の着工実現にもつながる可能性大であります。山手線着工がおくれる場合、また、できない場合、新庁舎計画はどうなるのか深刻に考えるところでもあります。

なるほど、新庁舎を南北線付近で選定をする着工のめどが立っていない山手線事業を活発にする狙いは十分よくわかります。新都市創造ゾーン、シビック交流拠点構想が実現すればすばらしいと思います。しかし、公共複合施設整備ができ、周辺を新都市として完成できるのか、また、利便性等は現在より向上するのか、今後人口が激減する社会を想定する中で思案をし、あえて言わざるを得ません。今後、研究し深く掘り下げて質問する所存で心しております。

つきましては、前述しましたことを、一日も早い奥山田バイパスの全面開通と宇治田原山手線整備にご尽力いただき、新庁舎構想は寸分の狂いもないよう計画を進めていただき、住民の皆様が喜ぶ、活力ある暮らしやすい宇治田原町を築いていただくことを強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

ございました。

○議長（田中 修） これで、谷口重和君の一般質問終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。午後1時30分から再開をいたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時30分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○7番（垣内秋弘） 通告に従いまして、7番、垣内秋弘が質問いたします。

なお、午前中質問された今西議員と一部重複するところがございますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

1件目は、平成28年度の予算編成について質問いたします。

平成28年度は、宇治田原町第5次まちづくり総合計画のスタート年であり、また、新たな活動を模索するとともに、西谷町長が就任されて4年目となる最終年の予算編成となります。4年間の仕上げの年と位置づけますと、マニフェストの検証とともに課題への対応が求められます。このようなことを総合的に見きわめ、平成28年度の予算編成の基本的な考え方、重点施策についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成28年度の予算編成の基本的な考え方につきましてご説明申し上げます。

平成28年度当初予算編成につきましては、現在の課題を踏まえながら、住民の皆様とのお約束としてきた「未来に希望と責任」、「くらしに安心安全」、「行政に信頼と真心」の考えのもとに、平成28年度に取り組むべき施策について、第5次まちづくり総合計画の策定により新たな施策体系を構築し、本格的なスタートを切る予算としてまいりたいと考えております。

柱建てといたしましては、まず第一に、第5次まちづくり総合計画及び地域創生総合戦略の着実な推進であります。現在策定を進めております第5次まちづくり総合計画においては、4つのまちづくりの目標、健やかに安心して暮らせるまち、便利で快適に過ごせるまち、活気にあふれる交流のまち、子育てと学びを応援するまち及び2つの行政の基本姿勢、住民・行政のパートナーシップの構築、効果的な行財政運営を計画の骨子として考えており、これを念頭に置いて本町の将来のあり方を踏まえた取り組みを推進すべきと考えておるところでございます。

また、第5次まちづくり総合計画におけるまちづくり戦略及び地域創生総合戦略に掲げる事業については、予算の重点化を図ってまいりたいと考えております。

次に、国・府における広域的施策への連携・対応ですが、国における人口減少・地方創生に関する取り組み、防災・減災対策の推進、社会保障と税の一体改革等の動向をはじめ、京都府における地域創生の取り組み、特に山城地域で進めることとされている、「お茶の京都」構想の推進、「宇治茶の郷づくり構想」の推進、交流と活力を生み出す広域交通網の整備といった本町に関連する施策について積極的に協調し、広域的な取り組みに連携を図っていくべきと考えておるところでございます。

本町が世界に誇れるお茶を核にまちの活性化を図るほか、まちの魅力を生かした観光振興施策を推進するための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、持続可能な行財政基盤の構築として、未来に希望と責任を持ち、将来にわたって安定した行財政運営を行っていくため、現下の厳しい財政状況を踏まえ、必要な事業に重点的に予算配分を行い、より効果的な施策を推進するため、積極的な事業のスクラップ・アンド・ビルド、効率的・効果的な行財政運営、公債費対策など持続可能な行財政基盤を構築するための取り組みを進めてまいりたいと考えております。

これらの考え方を踏まえ、平成28年度の予算編成を行ってまいりたいと考えており、将来を見据えた公共投資と健全財政維持の両立を図りながら、地域創生の時代を踏まえた施策や、喫緊に取り組むべき事業を適切に選択し、「好きやねん うじたわら」と心から言ってもらえるまちづくりを目指して、町政の推進を図りたいと考えております。

今後とも、住民目線で求められているものを踏まえ、ニーズを的確に把握するとともに、住民生活に最も近い自治体として、どのように取り組むべきなのか適切に判断し、施策に反映すべく、予算編成に取り組んでおるところでございますので、引き続き議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ただいま町長のほうから答弁ございましたが、本町が将来にわたって自主自立、持続可能なまちづくりを進めていく上においては、国・府の交付金、補助金等を最大限有効に活用することは言うまでもなく、税収をはじめ、自主財源を確保していくことも重要な要素であります。

将来を見据えたまちづくりを実行するにおいて、費用対効果も検証し、実行していただきたいと思うわけでございますが、とりわけ、財源の確保と財政の見通しについてお

伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、持続可能なまちづくりを進めていく上では、交付金や補助金の財源の確保は、適切に活用することは大変大事なことでございます。

本町の平成26年度一般会計決算は、実質収支は約1億4,000万円の黒字を確保したものの、実質単年度収支は1億7,800万円の赤字となったところでございます。平成26年度決算における主な財政指数を見ると、財政力指数は6年連続で低下、経常収支比率は5年ぶりに90%台となり、財政の硬直化が進んでいる状況でございます。また、地方債残高は2年連続で増加する一方、積立金現在高は2年連続で減少するなど、財政指標が示す本町の財政状況は悪化の傾向にあります。

今後の財政見通しについても、歳入で町税や地方交付税等の一般財源の大幅な増加を見込むことが困難な状況にある中、歳出は経常経費や社会保障費の増加が見込まれるところでございます。また、平成28年度以降、宇治田原山手線整備や新庁舎建設事業等の大型の事業の推進に伴い、庁舎建設基金をはじめとする積立金は減少するとともに、公債費がこれまでの減少傾向から増加に転ずる見込みとなっており、中期的には、本町の財政状況は、現状よりさらに厳しい状況が続く見通しとなっております。

平成28年度の当初予算編成においては、こういった状況を踏まえつつ、将来を見据えた公共投資と健全財政維持の両立を図りながら、地域創生の時代を踏まえた施策と緊に取り組むべきものを適切に取捨選択し、進めてまいりたいと考えておるところでございます。

今後とも、住民目線で何が求められているのかを踏まえ、ニーズを的確に把握するとともに、住民生活に最も近い自治体としてどのように取り組むべきなのかを適切に判断し、施策に反映しながら各種の事業を推進し、「好きやねん うじたわら」と心から言えるまちづくりを目指して、予算編成に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2件目の地方創生について伺いしたいと思います。

安倍首相は、就任直後からアベノミクスと銘打って3本の矢を放ち、デフレ脱却を試みましたが、経済成長戦略では伸び悩み、新たに3本の矢として、強い経済GDP

600兆円、子育て支援では出生率1.8、そして、社会保障政策も介護離職者ゼロという目標を掲げて取り組まれております。最近では、1億総活躍社会と銘打ってアドバランが上がったものの非常にハードルが高く、条件整備を行っていかないと現実的に厳しいと言われております。

そこで、国の方針のもと本町においても、まち・ひと・しごとの地方総合戦略の取り組みが今年度から始まり、計画作成の議論がなされております。全国各地で地域性を生かした取り組みも紹介されております。本町において、本町が誇れる独自の取り組みこそが生き残りをかけた持続可能なまちづくりにつながると思います。

先般、視察研修を行ってまいりました三重県玉城町のICTを利活用した安心・元気な町づくり事業の取り組みは、デマンドバス運行をはじめとして、オンラインで結ばれた行政と住民が一体となった取り組みは、介護予防につながるすばらしいものでありました。人口問題一つを捉まえてみても、ただ数字を並べるのではなく、より具体的な方策のもと取り組むことが重要であります。

そこで、今論議されております総合戦略の中で、町が示された戦略案の3つの基本目標、まちに若者を呼び込み働く場を確保する、若い世代の希望をかなえ元気な宇治田原っ子を育む、そして、地域で見守り安心して暮らしやすいまちづくりを提示されておりますが、町として、まちづくりの骨格を示してそれに基づいて施策を打っていく必要があると思います。町が示している戦略案の前提となる条件を示した上で、一体的に議論すべきではないかと思うところがございますが、本町の現状の姿をベースにこのような施策だけで、まち・ひと・しごと、人口ビジョンの目標達成が可能と判断されているのかご所見を伺いたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

現在、進めております第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定過程において、住民の皆様のご意見等をお聞きする中、安心・安全の確保、利便性、快適性の確保、人口減少、少子化の抑制など本町を取り巻く主要な課題であり、ご要望であることを重く受けとめておるところでございます。

これらの主要課題に対応するため、総合戦略では、まず、多くの人に知ってもらい、来てもらい、町内に住んでもらう。次に、町内に住んだ人が、結婚し、子どもを産み、育てやすい環境を形成する。そして、地域で協力して子ども等を見守るとともに、生活環境や移動手段の充実を進め、弱みを解消することで永住につなげるといった、ストー

リー性を有した移住・定住政策の一連の政策パッケージとして取り組みを進めていることとしています。これらの移住・定住に向けた政策パッケージを一体的に施策展開することにより、議員ご指摘でもある3つの基本目標の達成につなげ、1万人を目指す人口ビジョンを含めた本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略を具体的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ただいまご答弁をいただきました中で、総合戦略では、まず、多くの人に知ってもらい、来てもらい、町内に住んでもらう、そして、結婚、出産というふうに理想的な姿を追い求め過ぎではないかと思えます。

本町に来て、出産までの一連の流れをたどるとなれば、そこには職場があり、住居があることが、おおむね前提条件となります。過日の説明の中でも、新名神、山手線の整備効果などによりIターン、Uターン等を促進し、平成52年までに1,400人の転入者を見込むと言われておりますが、そもそもそれだけの人員を受け入れるとなれば、働く場所の絶対量を確保する必要があります。

第5次まちづくり総計の素案にも示された新都市ゾーンにおける企業誘致を早急に具現化し、町長みずからがトップセールスとなって働きかけをするぐらいの計画を早急に立案すべきだと思えます。そうなれば、根拠ある課題解決につながると思えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思えます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 議員ご指摘のとおり、働く場が近くになれば、人口をふやすことは大変よいことだというふうに思っておるところでございます。そのためには、町内の企業を知っていただき、町内企業への就業の促進に取り組むとともに、新名神高速道路インターチェンジの開設を見越した企業誘致や、宇治田原山手線を中心とする主要幹線道路の整備により、企業活動の促進による雇用環境の充実につなげてまいりたいと思っておるところでございます。

したがいまして、これらの実現に向けては、私みずからが率先して各種行動や活動を行うことは当然のことであると認識をしておるところでございます。

なお、現状の工場用地等への企業誘致はもちろんのこと、第5次まちづくり総合計画に掲げる土地利用構想に基づく新たな都市機能の誘導にも積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2点目の人口減少対策についてお伺いしたいと思います。

人口減少対策についてであります。昨年の6月議会でも質問をさせていただきました。そのとき提案させていただいた婚活活動について今回実現に至ったことは、明るい話題づくりとか、あるいは町を活性化する部分においては大変よかったのではないかと、いうふうに思っております。スタッフの方はいろいろと努力もされたと聞いておりますが、この機会を契機にもっともっと輪を広げていただき、多くのカップル誕生を願っておるところでございます。あわせて、町内に移住していただく方を多く移住していただくよう願っております。

さて、人口減少は、我が国において最大の国難の一つであります。この問題は簡単には解決、なかなかいたさないというふうに思っております。国の人口減少は明らかであり、他市町から転入・転出があったとしても、日本全体で見るときは意味のないナンセンスな話であります。本当に人口をふやすには、出生率を上げるか、もしくは外国人に来ていただくかになります。しかし、結婚や出産は個々人の意思であり自由であります。ゆえに、前提条件が整備されない限り難問であります。まして、20歳代から30歳代の若い女性が近い将来、半減するとも言われている中で、結婚、出産をどう考えるのかが大きな課題であります。

あわせて、町長は以前から、まちの活力維持という観点から人口流出に歯どめをかけることは喫緊の課題とおっしゃってきました。その中で、転入者数と転出者数の差を、平成26年度マイナス68人から平成30年度に30人増加させる数値目標を掲げていますが、どのような根拠をもとにこのような数字を並べられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンでは、合計特殊出生率の向上や新名神高速道路、宇治田原山手線の整備効果などによるIターン、Uターン等の促進で、平成52年、2040年に人口1万人を確保することとしております。

議員ご指摘の数値目標につきましては、人口ビジョンでの将来人口達成のために人口移動率の均衡に加え1,400人の転入を見込んでいることから、この条件に基づき今回お示しした戦略の計画期間での社会増減の数値目標として設けているものでございます。この数値目標の実現のため、先ほどご答弁申し上げました3つの基本目標に掲げる

移住・定住施策を展開することで、町外からの若者等の転入者を呼び込み、まちの活力の維持につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問を行います。

今、答弁の中にもございましたが、平成52年に人口1万人を確保するという数値は、頭から私は無理があると思えてなりません。まず、先に1万人を目標数値として、それに整合性を持たすために肉づけをして、希望的な数値を並べているとしか思えないわけでありまして。逆に、裏づけとなる施策の確実な数値を積み上げていかななくてはなりません。非常にハードルが高くなります。目標値だけがひとり歩きするのではなく、信憑性のあるきちとした裏づけが必要ですから、現状では非常に厳しいと言わざるを得ないと思います。

その点、どのような判断をされたのかお聞きするとともに、本町に人を受け入れるには住居の確保も必要となってまいります。現在の緑苑坂の空地ぐらいでは、とても対応ができません。私が常に言っております人口問題を本気で解決しようとするならば、ベッドタウンの一つぐらいは最低必要ではないかと思うところでございますが、対応策とご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先般、素案をお示しいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、平成52年における人口1万人の確保を目標としており、この実現を目指すため、これまで住民各位や総合戦略会議でのご意見等を踏まえる中、内部議論を重ね、各般にわたる諸施策を総合戦略に積み上げさせていただいたところでございます。

議員お尋ねの信憑性についてでございますが、今後、これら戦略の積極的な実施により目標達成につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この実現のためには、特に移住・定住に向けた具体的な施策実施が必要であり、その受け皿となる住居の確保は非常に重要となります。議員ご指摘のとおり、既存の住宅開発地への入居だけでは目標達成は厳しいと考えられますが、町内で働く人には町内で住んでいただくことはもちろん、新名神高速道路の整備効果等も生かし、移住しやすい仕組みづくり、また、第5次まちづくり総合計画でお示しした土地利用構想に基づく住宅整備等の総合的な移住者への受け皿づくりに取り組んでまいりたいと考えておりま

すので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 次に3点目につきましては、出生率の向上ということで、今回、国のほうでは出生率1.8という数字を出されました。現在1.43を1.8まで引き上げるのは容易ではありません。京都府は特殊出生率1.24を平成31年に1.60、41年に1.80、50年以降は2.07で維持させたい考えであります。こんな数字は絵に描いた餅であり、数字合わせの目標であるとはしか言えません。

本町の人口目標2040年に1万人とされていますが、施策の積み上げから出された根拠となる具体的な施策をお聞きするとともに、出生に関して少しピークは過ぎていますが、団塊の世代のジュニア、つまりは二世の結婚、出産が、近い将来を通じて最後のチャンスとも言われております。この大きな周波といいますか、流れが過ぎてしまえば、当分チャンスはめぐってこないとも言われております。言いかえますと、この機会を外すと取り戻しがつかないということが言えると思います。こんな厳しい状況の中、出生率向上に向けての取り組み及びご見解をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

先ほどご答弁申し上げました第5次まちづくり総合計画のまちづくり戦略及びまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、「まちの活力」、「うじたわらっ子育て」、「安心・住みよいまち」といった、大きく3つの戦略の柱を掲げていますが、そのうち町内に住んだ人が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境を形成するという目標のため、若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育むうじたわらっ子育て戦略を打ち出しています。

この戦略の中には、さらには4つの基本的方向と8つの施策体系を設けており、これらの施策の展開により、結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援や子育ての負担軽減に関する支援の充実のほか、うじたわらっ子の教育環境の充実や郷土愛の醸成、子育て世代間の交流や家族が気軽に集える場づくりを進めることにより、出生率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ただいま答弁の中で、結婚、妊娠、出産まで切れ目のない支援や子

育ての負担軽減に関する支援の充実をといただきました。確かに、子育てに関する支援も年々充実はされてまいりました。しかし、そこに至るまでの段階では、まず若者が結婚する割合が極端に低くなっている傾向にあるとともに、晩婚化及び晩産化が進行しているのが現状であります。

日本人の意識調査では、半世紀前は、人間は結婚するのが当たり前という考え方が多かったわけであります。現代社会では、結婚は個人の自由という考えが多いと言われております。しかし反面、結婚したいという若者の願望は強いとも言われております。結婚に関してのニーズ、価値観が多様化している中、行政としても何らかの形で扉を開け、そして支援強化をする必要があります。出会いから結婚に至るまでのバックアップを強化するとともに、婚活活動等は有効な手段であります。

この前、婚活の第1回目実施されましたが、今後、2回目、3回目と回を重ねるごとに工夫し、さらに充実させていくことが重要であると思っておりますが、町長のご所見を伺います。

また、町長が常に言っておられる「好きやねん うじたわら」宇治田原に住んでよかったと言えるまちづくりをより一層具現化願いたいと思っておりますが、具体策と思いをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、若い世代が宇治田原町で結婚し、子どもを産んでいただくためには、結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援が重要となることは申すまでもございません。このため、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても結婚希望者の出会いの場を町として積極的に提供することを明記しているところでございます。

こういった中、去る11月22日、いい夫婦の日に、本町において初めて開催された婚活支援事業では、定員を上回る応募とともに、抽選により52名の男女が参加され、7組のカップルが成立するという大きな成果ももたらしたところでございますが、これは、議員のご指摘の若者の結婚に関するニーズの強さのあらわれでもあると考えております。こうしたニーズに応えるためにも、引き続き、婚活事業に対しては、必要な支援を継続してまいりますとともに、町といたしましても、主体的、包括的に出会いの場を構築していく必要が重要であると考えておるところでございます。

このように、結婚希望者の出会いの場づくりはもちろんのこと、妊娠、出産しやすい環境づくり、子育ての負担軽減への支援など、総合的な施策を推進していくことにより、

若者の本町への定住化につながる事が理想であり、その結果として、常々私が申し上げております「好きやねん うじたわら」と皆さんに言っていただけるよう、今後も積極的に各種事業に取り組んでまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、4点目につきまして、子どもが育む環境につきましてご質問いたします。

子育て環境の整備を進め、児童がいる世帯数、平成26年に642世帯、それが平成31年750世帯にふやす計画については、現実と相当かけ離れた計画になっていると判断せざるを得ません。町外の幼稚園に行っておられる方もいると思いますので、数字は多少振られますが、昨年が小学生以下949人で1世帯当たり4.48人でありました。平成31年の750世帯に換算いたしますと、同じ1.48の係数を掛けますと1,110人になります。したがって、計算上は161人ふえることになります。目標値で計算しますと、現状の数字を積み上げた状態では、平成31年度小学生以下児童が1,110人となれば年間32人ふえることとなりますが、現実問題として、各地域で児童数はこのまま推移すれば急激に減少しつつあります。

当局はどのような判断のもと、このような目標を立てられたのか、ご所見を伺いますとともに対応策について伺いたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） ご指摘にあります数値目標につきましては、各自治体におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略策定の中でKPI、いわゆる重要業績評価指標として設定することを国から求められており、この設定に当たっては、行政が行う個別の事業量の積み上げではなく、その先に生じる成果を指標化する成果指数を基本とすることが示されているところでございます。

若い世代の希望をかなえて、元気なうじたわらっ子を育むうじたわらっ子育み戦略の中では、先ほどご答弁いたしましたとおり、子育ての負担軽減に関する支援を充実するという基本的方向の中での施策展開による効果の指数として、ご指摘の児童数を設定しているところでございますが、もとよりこれらの成果指数は、うじたわらっ子育み戦略だけでなく、まちの活力戦略、安心・住みよいまち戦略という、他のまちづくり戦略の施策の展開を一体的に進めることによる効果として達成すべきものであると捉えております。

先ほどお答えいたしました、3つの戦略の柱に掲げる19の施策体系を総合的に一体的に進めることにより、各成果指標を達成に向け取り組むとともに、研究の成果指数である将来人口を実現してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、実現に向けてのご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたしますが、ここまで、私は、総合戦略に掲げられた数々の根拠等についてお尋ねをしてきましたが、基本的には、将来の人口ビジョンや出生率の目標数値をもとに設定していると答弁がありました。

私は、先ほど申し上げたように、希望的数値を並べるよりも、裏づけとなる施策の確実な積み上げから算出すべきと考えますが、町長からは、目標数値の達成に向け積極的に各施策を推進するとの姿勢を示していただきました。

したがって、これ以上の数値目標に関する議論は差し控えますが、最後に町長にお尋ねしたいと思います。今後、総合計画や総合戦略に掲げる各種事業を推進されるわけですが、計画期間中においても、高く掲げられた目標値の進捗状況をしっかり把握・検証する中で、各種取り組みを推進されるべきであると考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） これまでより説明してまいりましたとおり、この将来人口の達成に向けては、第5次まちづくり総合計画、地域創生総合戦略それぞれに掲げております具体的な施策を着実に推進していくことが何よりも重要と捉えております。このため、さきに議会にもご報告申し上げましたとおり、計画・戦略を策定しました折には、戦略に掲げる施策について確実な進行管理を行う体制を整え、将来人口目標の達成状況を含めて検証を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 最後に、意見を述べさせていただきますが、地方創生における人口問題というのは、全ての施策、活動に影響してまいります。宇治田原町の将来に大きく左右しかねない重要な課題ですので、町長は政治生命をかけておられます山手線とともに、地方創生を全庁一丸となって取り組んでいただくことをお願いしておきます。

次に、3件目のTPPの農業施策問題についてお伺いしたいと思います。

現在、本町が抱えております諸課題は、安心・安全まちづくりからインフラ整備、子育て支援、産業振興、庁舎建設と多岐にわたっておりますが、先般、国の政策であります環太平洋パートナーシップTPP交渉が大筋合意に達し、今後は詰めの段階に入りますが、TPPが合意されたことにより、本町の産業界に与える影響は、農作物を中心どのように予測されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） ご質問のありました、TPP、農業施策についてお答えいたします。

去る10月5日、TPP交渉参加12カ国閣僚会合による協定大筋合意が発表されたところであり、その後、政府は10月9日にTPP総合対策本部を設置し、総合的な政策対応に関する基本方針を決定し、同方針の農林水産分野に係る基本方針において、将来にわたって意欲ある農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、1、農業・農村体質強化対策、2、重要5品目の対策、3、国民的理解の増進対策の3項目に沿って対策を取りまとめ、政府全体で責任を持って対応するとされております。

議員ご指摘のとおり、中でも米につきましては重要5品目の一つでありながら、米国やオーストラリアに対し、米麦の特別輸入枠が新設される等、米生産者が不安を抱かざるを得ない内容となっているのも事実でございます。

本町といたしましては、来年の通常国会における審議の行方を注視し、関係機関と連絡を密にして、本町における影響について慎重に図ってまいりたいと考えております。

また、報道で、農地バンク等を活用する場合は贈与税の納税猶予制度の要件の緩和や、耕作放棄地の固定資産税を引き上げる課税強化について等の改正案を検討されているという記事が掲載されておりましたが、今後、TPP発効時に向けていろいろな課題を検討される中、本町に及ぶ影響につきましては、今後情勢を注視して関係機関と連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をいたします。

本町における農作物では、主に米、茶、野菜等に大きく分かれてますが、その中で将来にわたって厳しいのは、やはり米づくりだろうと思います。5年、10年、20年先を見据えた農業政策を町なりに検討しておく必要があります。後継者問題もさることなが

ら、耕作を放棄し、荒廃農地が一気に加速し、増加することが懸念されますが、今からあるべき姿を模索しながら対策していくことも必要であります。

国の対応もさることながら、本町として、どのような方針のもと諸課題解決をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一） ご答弁申し上げます。

本町におきましては、認定農業者や担い手農家が農地の利用権設定を行い経営規模の拡大を図られるなど、荒廃農地の解消につなげていただいている農家もございます。

また、国の制度として、担い手農家への農地集積を目的として、平成26年度に農地中間管理事業の制度が全国の都道府県を一つの単位として発足いたしました。これは、従来から市町村単位で取り組んでいた農地の貸借に係るあっせん仲介を都道府県単位まで拡大されるものであり、農地の借り手の間口が広がることから、この制度を活用することにより将来的な荒廃農地の発生抑止に対して期待がかかっているところでございます。しかし、当該事業につきましては制度が発足して間もないことから、貸し手である農地所有者への十分な周知が進んでいるとは言えない状態でございます。

今後の取り組みといたしまして、農地中間管理機構と町農業委員会とより一層の連携を図り、農業委員会広報紙等におきまして、制度を紹介し周知を進めてまいりたいと考えております。

また、農地の担い手への集積や農地を集約する組織化について検討するほか、地域の活性化につながる取り組みを進めることにより、荒廃農地の発生を抑止していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 農業問題に関して、意見を最後に述べたいと思うんですが、米に関して一例を紹介しますと、供出米というのがございます。宇治田原町は、徐々に少なくなってきているのは現状であります。

京田辺市では、供出米の価格低迷により、採算面を考慮いたしまして生産者に30キログラムで500円の補助をされているのが現状であります。こういったことについては、場合によっては、今後このような対応も必要ではないかという検討課題でございます。

いずれにいたしましても、国のほうで具体的な方向性が出てきた段階で、今後の対応も検討していく必要があります。今はともかく荒廃農地の発生防止に努めていただくこ

とをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、4件目の教育問題につきましてご質問いたします。

増田教育長におかれましては、過日の臨時議会において新教育長に選任されました。従前の教育委員会体制では、教育委員5名の中で教育委員長が主宰者となって取りまとめてこられたわけですが、今後は、新教育長が主宰して事務執行の責任者として従事されます。

今回の教育委員会制度の改正の目的の一つとして、行政側と教育委員会との関係では連携はもとより、均衡のとれた情報の共有化及び推進が重要な部分であります。教育長という同じ呼称でも、立場も仕事も質も変わってくると思います。

そこで、この前の臨時議会で招致いたしまして、そこでもお聞きいたしました。しかし、改めて新教育長の抱負、意気込み、決意をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

新たな教育委員会制度のもとでの教育長ということで、改めてその職責の重さを痛感しているところでございます。教育委員会制度改革の趣旨を踏まえ、政治的中立性、継続性・安定性を確保するとともに、教育委員会における責任体制の明確化、緊急事態への迅速な対応に努めてまいりたいと存じます。

また、総合教育会議などを通じて、町長との連携を一層密にして、教育施策への民意の反映、また地域ぐるみ・まちぐるみ・社会総がかりで本町の教育の進展を図ってまいりたいと考えております。

以上のことを踏まえ、学校教育におきましては、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を協働して推進することにより、「夢に向かって自ら学ぶ子」、「つながり（絆）を大切にする子」、「誇りを持ってふるさとを語れる子」を育ててまいりたいと存じます。

また、社会教育におきましては、地域・学校・家庭の一層の連携・充実に努めるとともに、生涯学習の施策を拡充してまいりたいと考えております。課題解決に当たりましては、現地・現場主義、みずからその場に赴き、自分の目で確認・分析・判断を行うことを貫き、教育長としての責務を果たしてまいりたいと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 教育長というハードな職務ではありますが、健康に留意されまして、

ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、2点目は、教育行政の課題と対応につきましてお伺いしたいと思います。

学校、家庭、社会において種々な課題が山積いたしておりますが、いじめ問題をはじめ不登校、虐待、学力向上への施策、小中一貫教育等々、中でもいじめ、虐待、不登校といった問題は根の深い問題でもありますし、種々の要因から発生する悩ましい問題でもあるわけであります。不登校を例に挙げても、以前から登校に向けて家庭訪問やスクールカウンセラーなどの専門家との相談や種々機会を設け、適応指導教室により不登校解消に取り組むと伺ってきました。

現実には口で言うほど甘いものではありません。おのおのの立場や持ち場で役割をきちんと果たしているのか疑問を感じることもあります。例えば家庭訪問の行った実績記録とか、あるいはスクールカウンセラーの活動と行動実績等を分析して、次の打つ手に結びつけているのか、仕組みそのものに問題はないのか、また、虐待についても表面にはなかなか出てきませんが、潜在しているケースもあるのではないかと思います。真の原因を見出し、向き合って対応することが必要であります。

その児童・生徒のことを考え真正面から取り組み、それに対応する土壌と環境づくりが重要ですが、現状どのような分析をされているのか、今後どのような取り組みをしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

児童・生徒の問題事象には、表面にあらわれるもの、内面にあり表面化しないものがあり、非常に複雑であります。このような状況のもと一人一人を理解し、本人の内面や家庭環境、時には友人関係について把握した上でしっかりと向き合っていくことが求められております。

学校では、課題を抱える児童・生徒に対し、担任や学年の教職員を中心に対応し、生徒指導関係の会議、スクールカウンセラーを含む教育相談会議、個別のケース会議等により方針を定めて、指導・相談に当たっているところでございます。さらに、学校全体の対応として、教職員が組織的な対応を行うこと、教職員間の報告・連絡・相談を充実させること、スクールカウンセラーなどの専門家を有効に活用すること、小中学校9年間で連携して子どもを育てることなどを確認しております。

このような取り組みにより、個々のさまざまなケースの課題解決に向けての対応をしているところでございます。

教育委員会といたしましても、常に各小中学校の状況や課題を把握するとともに、関係機関との連携により対応の充実を図っているところでございます。今後も課題解決に向け、より一層取り組みを強化し、学校生活の環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） ただいま教育長からご答弁いただきましたが、やはり抽象的な表現で片づけられています。目標を持って、いつまでにこのような取り組みを行い、その結果こうなった、結果を次のステップにつなげていき、時系列的にアクションをしていかないと、一時的にスポットで改善はされても、時間が経過すれば悪化することの繰り返しであります。

また、一層取り組みを強化すると言われていますが、どのようなことを強化していくのか具体的にお示しいただいて、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 増田教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

不登校につきましては、急な家庭環境の変化、友人関係の悩み、学習への不安、他人の行動が気になるなど、さまざまな原因が挙げられます。

不登校解消の取り組みの強化といたしましては、まず1に、専門家による対応・助言であります。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをさらに活用し、専門的な立場から、教職員及び保護者への助言ができる体制強化を図ること。

2に、教職員の資質・能力の向上であります。相談部会等の会議の充実、組織的な対応や共通理解の充実を図ること、また不登校やいじめの解消に役立てられるQUアンケートを有効活用することにより未然防止を図ること。

3に、児童相談所・保健所・福祉関係などとのさらなる連携であります。ケース会議や要保護児童対策地域協議会、山城北保健所発達部会などを通じて、情報の共有化や支援等の方向性を確認し連携を図ることとでございます。

以上のような取り組みを強化し、課題解決に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 現代社会におきましては、先ほどから申し上げております問題・課題のほかに、最近では特に、薬物の使用の低年齢化とか、あるいはまた、いろんなスマホ等々でネットにおける普及で危険度も非常に増しておる状況でございます。そういう

ところもやはり目配りしながら、健全育成に努めていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

それでは最後に、3点目は、大綱についてお伺いいたします。

新教育制度のもとで、新教育長も誕生し、新教育委員会体制がスタートいたしました。町長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育の振興に関する施策の大綱を作成することになっておりますが、現在、まだ策定中だろうと思いますが、いつごろまでに、どのタイミングで策定されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、大綱の策定についてご答弁を申し上げます。

総合教育会議につきましては、4月に施行された改正地方教育行政法に基づき、これまで第1回を本年7月16日、第2回を11月5日に開催し、それぞれ教育に関する大綱について協議を重ねているところでございます。

第1回目の会議では、大綱についての概要を報告するとともに、現在策定中の第5次まちづくり総合計画との整合性を図るとともに、本町の地域の実情に応じた大綱の策定を進めることを確認いたしました。また、第2回目の会議では、大綱の位置づけや対象期間、策定に当たっての考え方を示し、学校教育及び社会教育における取り組み方針や施策目標について具体的な素案を示し、協議を行ってきたところでございます。

現在は、まだ素案の段階ではございますけれども、引き続き総合教育会議において、第5次まちづくり総合計画との整合性を図りながら協議・調整を行い、今年度3月の策定を目指していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○7番（垣内秋弘） 以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

引き続きまして、1番、稲石義一君の一般質問を許します。稲石君。

○1番（稲石義一） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第5次まちづくり総合計画のスタート年の予算につきまして通告をしておりましたが、予算編成の基本的な考え方については、さきの垣内議員の質問と全く同じ答弁内容というふうになっておりましたので、これは取りやめ、2つ目の項目、これの第5次まちづくり総合計画のスタート年の予算、これについて細かく聞いてまいりたいと

いうふうに思います。

2つ目ですけれども、これの基本構想に掲げられましたまちづくりの目標に基づきまず施策目標の確実な実践、実現に向けた予算づけの考え方でございます。二、三の施策目標を例に挙げながら、具体的に突っ込んだご答弁をいただきたく、質問といたします。以上です。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、稲石議員のご質問にお答え申し上げます。

総合計画のまちづくりの戦略の部分は、同時期に策定する地域創生総合戦略と基本的な方向性を同一にするものであることから、計画前期の4年と一体なものとして策定に当たっております。総合計画全体としては、今後10年にわたる、まさに町の施策全般について、中長期的なビジョンを踏まえたものですが、平成28年度はまさにその初年度として、5次総計による新たな取り組みの本格的なスタートを切る予算としていきたいと考えておるところでございます。

ご質問の第5次まちづくり総合計画の施策目標の実現に向けた予算づけの考え方についてでございますが、現在策定を進めております計画におけるまちづくりの目標、例えば「健やかに安心して暮らせるまち」であります。この実現に向けて幾つかの施策目標を掲げてまいりたいと考えております。

以下、これに基づく現時点での私の考えを申し上げたいと存じます。

これらの目標が目指すまちの姿とは、誰もが安心して健やかに生活でき、健康寿命が延びている健康長寿の社会の実現であります。

実現に向けた予算づけの考え方としましては、例えば医療ネットワークと緊急医療の対応の充実等が課題となりますが、こうした医療施策の対応に当たりましては、医療機関との具体的連携やサービスの向上につながるような観点を持つことを前提として考えてまいりたいと思います。

また、保健施策の観点からは、健診、保健指導の充実を図ってまいりたいと考えております。これは、病気になってからではなく、ふだんから健康に関する意識を持っていただけるよう、健康に関する知識や健康管理への認識の向上を図ることも考えていきたいと思っております。

また、安全な暮らしの環境づくりの観点からは、防災対策について、危険箇所の管理について、具体的に町が何をすべきで、住民の皆さんにはどういった点で協力いただけるのか、そのためには、町の防災計画に基づいて必要な対策に効果的、効率的に予算を

投入し、住民の皆さんの防災に関する経験値を踏まえて避難体制の整備や要配慮者支援体制の整備を考えてまいりたいと考えております。

次に、「便利で快適に過ごせるまち」の観点からは、例えば豊かな自然との共生については、森林環境の保全と活用、自然環境や住民ニーズに対応した公園・緑地等の整備を計画的に展開していくこと等に資するものというのが考え方の一つになろうかと考えております。

また、住環境の充実の観点からも、地域の空き家対策を強化してまいりたいと考えており、本年度に調査結果を踏まえ、空き家の安全対策や利活用策を考えてまいりたいと考えております。

次に、「活気にあふれる交流のまち」の観点からは、地域観光資源の保全、活用とネットワーク化と新たな観光魅力の創出及び広域的な交流の促進を図ってまいりたいと考えております。例えば、観光資源としての基本的な観光ルート提示やサインの整備など検討するとともに、広域的な取り組みである「お茶の京都」とも連携して進めてまいりたいと思っております。

また、地域ブランドの育成の観点から、お茶をはじめとする地域資源を活用した特色ある商品、サービスの展開、販売を支援し、新たな需要の掘り起こしや地域商工業の活性化に資するもの等が考え方の一つとなろうかと考えており、宇治田原ブランドの展開の観点から、販路拡大の支援は考えてまいりたいと考えております。

次に、「子育てと学びを応援するまち」からは、安心して子育てができる支援体制の充実、仕事と子育ての両立への支援など、子育てに関する事業の充実に資するものとの支援で進めなければならないと考えております。子育てサービス事業の充実やワークライフバランスの推進を図り、家庭や地域、また事業所への意識啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学力の充実・向上への取り組み及び学校、家庭、地域連携の教育推進に資するものといった観点も踏まえ考えてまいりたいと考えております。また、英語力向上推進事業など特色ある教育を進めるとともに、地域での学習サポートに取り組みが考えられないか等、幅広いことを考えてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、予算編成過程において、計画におけるまちづくりの目標を念頭に議論を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） さきの全員協議会に報告がされました第5次まちづくり総合計画は、平成28年度をスタート年とする10カ年スパンの長期計画でございますが、全国の自治体が人口減少の克服と地方創生を目的として、言うなれば自治体の生き残りをかけて策定する地域創生総合戦略とあわせまして、本町の存亡をかけた最も重要な計画であると認識をいたしております。

当該計画の体系は、施策の柱として4つのまちづくりの目標から成り、これに基づきます21の施策目標を設定され、さらにこの施策目標ごとに目指すまちの姿や役割分担及び施策の展開が示されております。ただいまは、町長から、これら体系に沿った施策の展開と予算づけの考え方について、4つのまちづくりの目標及び主要な施策目標ごとに基本部分の説明がございました。大変丁寧かつ踏み込んだご答弁でございましたので、これでよし、今後の予算編成過程での理事者の査定力にご期待申し上げたく存じます。

なお、第5次まちづくり総合計画のスタート年にふさわしい平成28年度当初予算となっているかどうか、ボタンのかけ違いはないのか等々につきましては、予算特別委員会でしっかりと検証させていただきたく存じます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略と予算についてでございます。

特に、先ほどからもございました人口ビジョンの目標達成を現実のものとするための基本的な考え方についてお伺いしたいと存じます。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略と予算についてでございますが、前提となります本町の人口ビジョンの設定は、平成37年に9,700人と設定、平成52年には1万人を目指すものであります。これを踏まえて、平成31年度までの実質4年間で取り組む基本方針と具体的な施策の内容を示すものが、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略となるものと考え、施策検討を行っております。

達成に向けての基本的な考え方といたしましては、最終目標に思いをいたしながら、そのプロセスでのマイルストーン、一里塚と申しますか、節目節目までの到達を着実に積み重ねることが、25年先のやや遠い将来の目標実現につながるものと考えます。

具体的には、まずは、まち・ひと・しごと創生総合戦略のゴールであります平成31年度までが一つのくくりになろうかと考えております。人口ビジョンの将来人口の設定では、平成32年に9,600人の設定としており、まずはこれを一里塚として進

めていく、これをうまくクリアできれば、次の5年間にその人口増のプロセスを繰り返していく、シンプルですが、達成を考える上での地道に進める形であろうかと思っております。ところでございます。

予算の考え方といたしましては、これらの考えに基づき、予算を重点的に投入し、施策が効果的、効率的に推進され、全体的な効果へとつながるものとなるようにすべきと考えており、それが本町のまち・ひと・しごと創生戦略の推進につながるものと確信しております。ところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 人口ビジョンについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象期間でございます5カ年が終了する翌年の平成32年に9,600人、第5次総合計画の計画期間が終了する平成37年に9,700人と設定され、さらに25年先の平成52年には1万人を目指すものとされております。これらの人口設定につきましては、いずれも相当ハードルが高いものと言わざるを得ませんが、ただいまご答弁にございましたように、節目節目までの到達を着実に積み重ねることが、近未来の目標実現につながるものであり、まずは平成32年における9,600人という設定値の到達を一里塚として、繰り返し地道に進めていくことが肝要との考え方が示されました。

私は、行政が設定した目標を達成するためには、住民の皆様のご理解のもと、一步一步着実に確かな歩みを進めていくことが最も有効かつ的確であると考えております。この点におきましては、町長のご答弁と同じであり、了といたします。

そこで、総合戦略と予算の関連でございますが、まちづくり戦略について、3つの基本目標を掲げ、それに基づく9つの基本的方向と19の取り組むべき施策を設定され、それぞれについて数値目標が設定されております。これら目標数値を達成するための予算づけの考え方について、具体的にお答え願いたく、再度の質問といたします。

例えば、基本目標2の若い世代の希望をかなえ、元気なうじたわらっ子を育むでは、出生数や子育て環境や支援への満足度について数値目標が設定されていますので、これらを例にお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

まちづくり戦略の基本目標の達成に向けての予算づけの考え方についてでございます。

が、ただいま稲石議員が示されたまちづくり戦略の2つ目、うじたわらっ子育て戦略を例に、現時点での私の考えを申し上げたいと思います。

この戦略の柱は、結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の充実、子育ての負担軽減に関する支援の充実、うじたわらっ子の教育環境の充実や郷土愛の醸成に関する取り組みの充実、子育て世代の交流や家庭が気軽に集える場づくりで取り組んでいくことと考えておるところでございます。

施策の方向性としたしましては、妊娠、出産しやすい環境づくりや、子育て世代の交流や家族が気軽に集える場の整備、拡充、町の宝である元気なうじたわらっ子がよりよい環境で育つことができ、保護者の子育て環境がよりよく整えられるように努めていこうとするものでございます。

例えば、結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の充実については、まず結婚という観点からは、結婚を希望する方への出会いの場づくり、これは婚活支援という形で進めてまいりたいと考えており、婚活支援事業への参加者数の増などを指標としております。また、妊娠、出産しやすい環境づくりの観点からは、地域子育て支援センターでの交流事業や子育て支援制度に基づく包括支援対策も検討していくなどにより、指標としては、出生数の増加につなげてまいりたいと考えておるところでございます。また、体調不良児対応型の病児保育の対応を検討し、保護者への負担を軽減することで、これにより指標の一つである子育て環境や支援への満足度の向上を図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、予算編成過程において、戦略の目標達成を念頭に議論を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 創生総合戦略におけますまちづくりの戦略と予算づけの考え方について、基本目標のうじたわらっ子育て戦略を例として、町長からご答弁がございました。

実際に取り組む施策の項目の中で、既存事業とこれからの事業とに区分けされておりました。加えて、これらと連動いたします数値目標も設定されておりますため、非常に利回がしやすく、人口減少対策に対する町長の強い思いをうかがい知ることができました。

なお、さきの全員協議会の際にも指摘をいたしましたが、住民満足度の評価の方法等について、もう少し深い議論が必要ではないかと考えておりますので、成案に至ります

までにご検討いただきたく存じます。

いずれにいたしましても、日本創成会議の言をかりれば、消滅するのか、生き残るのか、自治体の存亡をかけた総合戦略でございますため、平成28年度当初予算にはこの生き残るための魂を入れていただきたく、強く求めておきます。

次に、予算関連の質問として、平成28年度から実施されようとしている事業別予算と事務事業評価システムのリンクについて、どのような制度設計を考えられておられるのかお伺いいたします。事業別予算の事業数と、評価する事務事業の数量はどのくらいなのかもお答え願います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答えを申し上げます。

本町における事務事業評価につきましては、平成19年度の試行実施を皮切りに評価の実施と手法の精査を進め、平成24年度からPDCAサイクルの流れを明確にし、各所属においても必要性、妥当性、有効性を評価できるよう、事務事業調書の見直しを行ったところでございます。評価に当たっては、毎年度の決算時における主要な施策の成果の作成とあわせて、主要事業の全て、約150事業について評価を行っているところでございます。

現在、第5次まちづくり総合計画の策定を進める中、新計画がスタートする平成28年度から、町の全ての事務事業を新しいまちづくり総合計画の施策体系のもとに整理した上で、計画、予算編成、執行、決算、評価の一連の流れにより管理できるようシステムを導入していくべく、現在準備を進めておるところでございます。新たなシステムでの評価につきましては、平成28年度当初予算から導入し、その成果を平成29年度に評価するスケジュールを予定しており、評価する事業数は、人件費を除く全ての事業、約400事業で行ってまいりたいと考えております。

なお、評価事項につきましては、事業の目的、内容などの概要のほか、人件費を含めた総コストの項目を追加し、コストを意識した達成度、効率性、運営方法、成果を評価する総合的な視点での評価を行う中で、今後の事務事業の取り組みの方向性等につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 事業別予算と事務事業評価システムのリンクについてご答弁をいただきました。

この件に関しましては、一般質問のほか、予算・決算特別委員会でも何度も取り上げさせていただきました。新たなシステムの事務事業評価の成果があらわれるのは平成29年度となりますが、次年度から評価システムが導入されること、またその設計概要についても明らかにされましたので、少々安堵いたしております。全ての事務事業を第5次まちづくり総合計画の施策体系のもとに整理し、計画から予算、執行、決算、評価の一連のサイクルにより管理できるシステムとし、評価事項としては、人件費を含めた総コストの項目を追加し、コストを意識した達成度、効率性、運営方法、成果など、総合的に評価を行うとの説明がなされたところでございます。

総コストへの意識づけは、今後の行財政改革に大きなインパクトを与えるものでございまして、大いに歓迎するものでございます。最終的なシステムの構築完了にはいまだしばらく時間もございませうため、計画行政の適正な遂行及び効果的、効率的な財政運営に資するシステムづくりに万全を期していただくよう強く要望し、予算関連の質問を終わります。

次に、町診療所の再開見通しについてお伺いたします。

この件に関しましては、本年3月の一般質問及び9月の決算質疑で取り上げさせていただきました。最近の状況としては、診療所の公設等の事例検討を行った結果では、お隣の和東町の公設診療所の事例及び全国の診療所誘致条例の状況等、医療提供の実態等についての説明がございました。いずれにいたしましても、個々の自治体の状況が異なることから、そのまま本町に合致できるものはないと判断したとのこととございました。

その後、町診療所の再開に関しまして、変化の動き等がございましたらご報告いただきたく存じます。

以上です。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 昨年10月に公設民営診療所が閉院となり、今日を迎えております。これまで、議員からもご指摘をいただいております。住民の皆様の意向も踏まえまして、公設民営診療所の事例検討を行ってきたところであり、その状況につきまして、はさきの決算委員会でもご答弁させていただいたところでございます。

関係医療機関に協議を行っている中では、公設民営診療所の活用を前提とした検討は行われていない状況にあります。現時点では、当該施設の今後の利用につきましては不明な状況にあります。

公設民営診療所としての利用ができないと判断できた際には、条例の廃止も含め、有

効利活用を具体化していく必要があると考えているところであり、公共施設等総合管理計画との整合を図ってまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 現在閉院となっております町診療所の再開見通しについてのご答弁がございました。関係医療機関と協議を行っている中では、公設民営診療所の活用を前提とした検討は行われていないとのことでございます。したがって、公設民営診療所としての利用ができないと判断する際には、条例の廃止及び施設の有効活用も検討しなければならないとの方向性が示されました。

ぜひとも、現在策定中の公共施設等総合管理計画の中で、きちっとした施設活用方策を打ち出されることを強く求めておきます。

次に、内科以外の診療科目設置の展望についてお伺いいたします。

決算でお伺いいたしました折には、現在、町内には3つの内科を標榜する医療機関があることから、新たな医療機関を考えるなら内科以外が適当と考える。また、多くの住民が受診されている受診科の整理、分析を行った結果、整形外科、眼科、心療内科が上位にあることが判明したとのことのお答えでございました。これをもって個別医療機関に相談したが、医師を派遣することにより本院の診療体制が確保できなくなることから非常に困難であるとの声をいただいたとのことでございます。

引き続き、本町が望む診療体制の実現に向け、関係機関と協議するとの方向性が示されておりましたので、ここで再度、整形外科、眼科、心療内科などの診療科目の設置に関する展望につきまして、どのような状況にあるのかお伺いいたしたく存じます。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） 内科以外の診療科目設置に向けて、個別の医療機関と協議を実施しております。現時点では、医療機関側において公表できる段階に至っておりませんが、町内に現在ない診療科目の診療体制を整備する方向で調整させていただいております。複数の診療科目となるのか、診療時間や、週に何回診療行為を行うのかといった項目での課題を整理されているところであり、場所の選定や開始時期も、現時点では不明な状況となっております。公表できる段階になりましたら、速やかにご報告申し上げますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 昨年10月の閉院以降、診療所の再開見通しや内科以外の診療科目設置などについて、一般質問及び決算特別委員会等でたびたび要望をさせていただきま

した。町当局におかれましては、このことに関し、精力的に関係医療機関と折衝を重ねられ、ただいまご答弁がございました状況にまで話を進められてまいったことにつきまして、感謝を申し上げたいと存じます。

町内にない診療科目の診療体制を整備する方向で調整しているとのこと、大変意を強くしたところでございます。具体的かつ詳細の内容にまで詰め切れていない段階なので、いましばらく時間がほしいとのことでございますので、本町の医療体制にとって大きな飛躍につながります明るい報告が聞けます日を楽しみに待つことといたします。あともうひと踏ん張りよろしくお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、今般新たに任命されました新教育長に、本町教育行政への基本的な考え方についてお伺いいたします。

平成26年6月に可決成立いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律は、本年4月1日から施行されております。今回の法律改正の中で特に留意を要するとされた事項に、教育の政治的中立性の確保がでございます。教育委員長と教育長の人格を一本化させることによる教育行政への権限の集中への警鐘であろうと思われま。

教育行政の執行に際し、個人の価値判断によらない、また特定の政治的影響力から中立性を確保し、首長からの独立といった立場で教育行政を主宰するには何が求められているとお考えか、根本理念をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

ご存じのように、今般の地方教育行政の改革は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化などを図るものでございます。特に、教育の政治的中立性の確保については、教育はその内容が中立、公正であることが極めて重要であり、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが求められています。また、教育委員会は、教育行政をみずからの責任と権限において管理し、執行する執行機関として、首長から独立した権限を持つことにより、引き続き教育行政の中立性を確保するものでございます。

このような教育委員会制度の趣旨を十分に踏まえ、教育委員会の持つ合議体としての執行機能や、教育の政治的中立性の確保を尊重しつつ、教育行政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 教育の政治的中立性について、新教育長からご答弁をいただきました。

一つには、教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要であり、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保すること、二つには、教育委員会は、みずからの責任と権限において教育行政を管理し執行する、いわゆる執行機関として、首長から独立した権限を持つことにより教育行政の中立性を確保すること、これら2つの決意表明がなされました。

今後におきましては、教育の政治的中立性の確保に特段の配意及び教育委員会制度の趣旨を十分に踏まえるとともに、4人の教育委員さんとの協議、調整、加えて首長との連携強化を図る中で、さらなる教育行政の推進に邁進していただくよう、ご期待を申し上げる次第でございます。

次に、小中一貫教育の推進についてお伺いいたします。

平成28年4月1日から小中一貫教育を実施することを目的として、義務教育学校の制度化がスタートいたします。これまでの小中一貫教育あり方検討会議や小中一貫教育推進協議会の議論を踏まえ、一つには施設のあり方、二つには学園構想を含む学校運営及び組織体制などの重点課題について、今後どのように取り組まれようとするのか、基本的な考え方をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） 小中一貫教育の推進についてお答えいたします。

小中一貫教育の取り組みにつきましては、小中連携・一貫教育のあり方検討会議でのご審議、そして、そのまとめを踏まえての小中一貫推進協議会でご協議いただき、宇治田原町で育てたい子ども像として、「夢に向かってみずから学ぶ子」、「つながり（絆）を大切にする子」、「誇りを持ってふるさとを語れる子」を育てるため、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育の協働を進めているところでございます。

議員ご指摘の、施設のあり方、学園構想を含む学校運営、そして組織体制などの重点課題でございますが、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化が平成28年4月から施行されることとなり、義務教育9年間のカリキュラムを弾力的に運用できる義務教育学校の設置が可能となります。

このような状況を踏まえる中、学園構想やその学校運営・組織体制について、事務局において再協議、検討をしているところでございます。また、学校施設における小中一

体型や分離型、隣接型については、学園構想や学校運営の推進に関係するものでございますので、本町の教育環境に応じた学校施設のあり方についても、あわせて協議、検討する必要があると考えているところでございます。

このようなことから、今後課題の整理や状況の把握を一層進めるとともに、全体的な調整を図りながら、計画性をもって取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 教育の1問目の質疑に戻りますが、教育は、政治的中立性のほか、継続性や安定性の確保も非常に重要であります。特に、人事異動及び組織、機構の改編によりまして体制が変わったといたしましても、教育行政の継続性は確保されなければならないことは、さきのご答弁でも明らかでございます。

私は、文教厚生常任委員会の委員として、平成24年度の小中連携・一貫教育あり方検討会議のまとめ報告書及び平成25年度から26年度にわたります小中一貫教育推進協議会の協議内容等に対しまして、機会あるごとに教育長等へ意見を申し上げてまいりました。

小中一貫教育推進に関する教育委員会の最終的な判断は、一つには、学校施設のあり方については教育委員会が責任を持って方向性を打ち出す、二つには、学園構想を含む学校運営、組織体制については、公募等により住民の声を聞きたいが、施設のあり方における方向性が出るまで待つこととするという2点でございました。

あれから1年3カ月が経過いたしました。その間西出教育長から増田教育長へバトンタッチがなされ、また、今般は新教育長へと新たな教育委員会制度へと移行したところでございます。そこで、教育の継続性の観点からも、小中一貫教育推進の重点課題でございます施設のあり方及び学園構想を含む学校運営、組織体制についての新教育長のお考え方をお伺いしているのでございます。今後、新教育長には、緊張感とスピード感を持って、教育行政と真正面から向き合ってほしいと願っております。

再度、小中一貫教育推進に関します2つの重要課題への取り組みについてお伺いいたしますので、積極的な姿勢をお示しいただきたく存じます。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

施設のあり方につきましては、まずは教育委員会におきまして、1に、小中一貫教育を推進するための施設のあり方による教育効果と課題、2に、学校適正規模を踏まえ、

今後の児童・生徒数を見据えた教育効果と課題、3に、現在中央教育審議会に諮問されております新しい時代の教育や地方創生実現に向けた学校と地域の連携協力のあり方についてを踏まえた教育効果と課題等々、検討、整理してまいりたいと存じます。その上
に立って、教育委員会として施設のあり方を判断してまいりたいと存じます。

学園構想につきましては、あり方検討会議の答申を踏まえ、本町の小中一貫教育を推進するため、2小1中学校のネットワークを強固なものとする学園構想を推進してまいりたいと存じます。住民アンケート結果では、小中一貫教育について七、八割の支持を受けていること、また、小中一貫教育推進協議会において学園構想について協議されていることから、教育委員会といたしましても、本年度中に学園構想の方針を定めてまいりたいと考えております。

また、義務教育学校か小中一貫型小中学校か、改正学校教育法に沿った本町の学校制度、組織のあり方につきましては、国の中央教育審議会の答申を踏まえ、十分協議、検討を重ね、教育委員会において定めてまいりたいと存じます。

今後の教育環境のあり方については、本町の学校教育の将来像にかかわる根幹となる重要事項であります。現状をしっかりと見みきわめ、将来の宇治田原町を担う子どもを育てることができる、本町らしい特色ある教育行政を推進することにより、教育長としての責務を果たしてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） 小中一貫教育推進に関しましては、これまでの経過からいたしましても、明確な意思表示がなされなければならないと考えております。これ以上の引き延ばしや不確かな対応では、議会といたしましても住民の皆様への説明責任が果たせないものと考えております。

ただいま再度のご答弁をいただきましたが、施設のあり方につきましては、3つの課題の検討、整理の上判断するとされつつも、その判断時期については明言を避けられました。一方、学園構想については、2小学校1中学校のネットワークを強固なものにするため推進するとともに、本年度中に学園構想の方針を定めると、目途までお示しになりました。

平成25年3月に小中連携・一貫教育のあり方検討会議からのまとめ報告書が提出されましたから、はや3年が経過しようとするとき、新教育長の責務は何であるのか、きつとおわかりのはずです。2つの重要課題について早期に、かつ同じ時期に方向性を打ち出していただきたく、強く求めておきます。

最後に、生涯学習の施策体系見直しについてお伺いいたします。

現在の生涯学習の施策体系は、教育長が平成8年度から社会教育主事として本町に赴任されていた時期に策定されたものと伺っております。策定から約18年が経過し、第5次まちづくり総合計画の策定並びに地域創生総合戦略、人口ビジョンの策定など、行政を取り巻く背景が根底から変容しようとする中、少子高齢化の進展、人口減少の進行など、これまで我々が経験したことのない時代へと突入しようとしています。

このような情勢の中で、現行の生涯学習の施策体系を抜本的に見直すべきと考えるものですが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、少子高齢化等の社会の変化、生涯学習の振興方策に係る国の中央教育審議会答申の趣旨、本町の生涯学習の状況等を踏まえ、生涯学習の施策について再構築する必要があると認識いたしているところでございます。

現時点で考えておりますポイントが4点ございます。

まず1に、連携・ネットワークの再整備でございます。本町各課、また関係機関、団体、各施設等が有機的な連携により、さまざまな立場から総合的に多様な学習活動を支援していく仕組みを検討してまいりたいと存じます。

2に、学習機会拡充のための学習情報提供の充実でございます。住民の皆様のライフステージに応じた学習機会の提供を充実させるため、多様な学習機会の情報収集と提供等、検討してまいりたいと存じます。

3に、学びと生きがいにつながるボランティア活動の充実でございます。学習した成果を生かし、地域づくりへの貢献、また社会総がかりの教育など、ボランティア活動の機会の拡充につながる仕組みを検討してまいりたいと存じます。

4に、コーディネーター等の人材育成でございます。さまざまな学習要求と学習資源が流通する中で、必要な人に必要な情報を提供したり、関係機関、団体等を調整するコーディネーターを育成することが課題であると考えております。

現在、国の第2期教育振興基本計画において、社会が人を育み、人が社会をつくる好循環システムの構築の必要性が強調されております。現在策定中の第5次まちづくり総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、生涯学習施策体系を見直してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） ただいまは、教育長から、少子高齢化等の社会情勢の変化や中央教育審議会答申の趣旨を踏まえる中、本町の生涯学習の施策について再構築する必要があるとの方向性が示されました。そしてまた、4つの取り組むべき課題について、具体的な内容にまで言及されたところでございます。

そこで、現在策定中の第5次まちづくり総合計画及び地域創生総合戦略の中で、生涯学習施策体系の抜本的な再構築を打ち出し、社会総がかりの生涯学習推進のまちを標榜してはどうか、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

生涯学習における現在の本町の状況や課題を見きわめ、今後の生涯学習のあり方を考えますと、現行の生涯学習体系の再構築と、現在策定中の第5次まちづくり総合計画並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略をあわせての見直しが必要であろうかと認識いたしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、活力のある地域社会、まちづくりには、生涯学習の位置づけが大変重要であろうと考えております。新しい時代に対応し、人と人がつながる活力ある循環型の生涯学習体系を構築するために、住民の皆様や行政等、それぞれの役割分担のあり方や施策展開について方向性を明確に位置づけ、最終段階にございます総合計画等の内容を含め、関係課と調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 稲石君。

○1番（稲石義一） さきの答弁にも、第2期教育振興基本計画において、社会が人を育み、人が社会をつくる好循環システムの構築の必要性が強調されているとございました。さらに、ただいまは、活力ある地域社会、まちづくりのためには生涯学習の位置づけが大変重要であるとの認識のもと、新しい時代に対応し、人と人がつながる活力ある循環型の生涯学習体系を構築するため、第5次まちづくり総合計画及び地域創生総合戦略の内容を含め、関係課と調整するとの方向性が示されました。

私は、人と地域がつながる生涯学習コミュニティーが健康で心豊かな住民生活を保障するものだと思っております。18年間放置されてまいりました現行の生涯学習体系から、新しい時代に対応できる社会総がかりの生涯学習体系への再構築に向けまして、町教委の英知を結集し取り組んでいただくよう強く求めておきます。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、稲石義一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。午後3時45分から再開いたします。

休 憩 午後 3時39分

再 開 午後 3時45分

○議長（田中 修） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

3番、山内実貴子君の一般質問を許します。山内君。

○3番（山内実貴子） 3番、山内実貴子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1件目は、子育て施策についてでございます。

まず、保育サービスについてお伺いいたします。

今、国の緊急対策として、子育て支援においては希望出生率1.8に直結する取り組みとして、待機児童解消加速化プランの受け皿を50万人に拡大し、小規模保育や事業所内保育の整備の支援を明記。妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラと呼ばれるもの）の全国展開を進めるとしてあります。

宇治田原町では、今年度、保育所に入所希望のある待機児童はないとのこと。来年度は、今、入所申し込み申請が行われていますが、希望どおり入所は見込まれるのでしょうか。

また、予定されている病児保育や新たな取り組みについて、その施設の確保や看護師、保育士の確保について、どのようにお考えでしょうか。

本町ではまだ行われていない小規模保育や事業所内保育、民間保育園の分園利用など保育施設の拡充や、周辺市町との連携なども視野に入れながら進めることも有効と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 大江理事兼福祉課長。

○理事兼福祉課長（大江輝博） 来年度の保育所の入所申し込みにつきましては、先月11月30日までの受付としており、現時点では、申請いただいている方は全て入所していただける見込みとなっております。

また、病児保育につきましては、保育所の入所児童を対象とした体調不良児型として、保育所内に専用スペースと専任の看護師1名を確保し、平成28年度中の実施を予定しております。

今後の保育体制につきましては、児童数の推移や保護者の保育ニーズの把握を適切に

行った上で、さまざまな保育形態も視野に入れながら、必要に応じて保育施設・機能の充実を図り、安心・安全な保育の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 今後の保育体制については、児童数の推移や保護者の保育ニーズの把握を適切に行った上で、さまざまな保育形態も視野に入れながら、必要に応じて保育施設・機能の拡充等を図り、安心・安全な保育の提供に努めるとのご答弁をいただきました。

今ある施設の有効利用も大切ですが、さらに新たな取り組みにも柔軟かつ、また大胆な対応をお願いいたします。

子育て世代包括支援センターの全国展開が進められようとしている中、宇治田原町でも子育てサービス利用支援のための相談窓口が開設されました。また、子育て情報誌、これは妊娠・出産・育児と、子どもが成長する中での支援策や町の施設情報を段階的に掲載されているというものですが、このほど完成し、子育て支援センター内で開設されている相談窓口でも活用されているとお聞きしております。

今年度の事業として行われている、パパの子育て応援事業も少人数ながら和やかに行われ、町外の方の参加もあり、さらに充実した内容と参加の呼びかけが期待される所です。全国的にもふえている育児に積極的な父親「イクメン」を応援しようと、母子手帳ならぬ父子手帳を発行する自治体もふえています。育児アドバイスや子どもの成長写真を張りつけるタイプのほか、育児の大変さを4コマ漫画にしたものまで、さまざまな種類が刊行されております。子育て情報誌もさらに充実をと考えておられる中、父親目線で利用できるような宇治田原町版父子手帳の発行もぜひご検討いただきたいと思っております。

次に、読書通帳の推進についてお伺いいたします。

宇治田原町の図書館は、月2回の定例おはなし会や、6月、12月の特別おはなし会、特集展示も季節や行事にちなんで設置されております。また、毎月の終わりごろ、「絵本のじかん」として交流会も行われております。町の小中学校の司書の先生方との連携も図っていただいております。そこでさらに、小さいお子さんから大人も楽しめる取り組みとして、読書通帳の導入をと考えますが、いかがでしょうか。

富山県立山市では、自動貸し出し機で借りた本のデータが併設する読書通帳機に送られ、通帳を入れると借りた本のタイトル、著者名、貸出日が記帳される仕組みになっております。通帳は、町内の小・中学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊

100円で販売されております。また、取り組みに賛同してもらった地元銀行に通帳製作費を負担してもらったり、地元団体からの寄附を活用し読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得て取り組まれております。読書通帳を利用して読書に挑戦する生徒を先生が励ますことで、より一層読書意欲をかき立てます。

滋賀県甲賀市では、4月23日子ども読書の日、市内全小学生に1冊ずつ読書通帳を配付。この通帳は、見習い忍者「たぬ吉」が本を読んで修行を積み、一人前の忍者になっていくというストーリー仕立てになっております。学校の図書館、市内の図書館、家にある本など、読み終えた本1冊ごとに「読んだ日」「本の題名」「ひとこと」を記入して図書館のカウンターに読書通帳を持っていくと、1冊につき1つ判こがもらえます。判こを50個集めると「特製しおり」がプレゼントされるというものです。

子どもたちの読書意欲を盛り上げ、その子どもたちを中心としながら誰もが取り組める読書通帳の導入をぜひご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 岩井教育課長。

○教育課長（岩井直子） お答えいたします。

ここ数年、公立図書館では「読書通帳」の導入が進んでおります。これは、通帳に記載される仕組みを楽しみながら、読書意欲を高める効果がございます。

町立図書館におきましては、本年度より、各小中学校の司書と連携し、児童・生徒の読書意欲に応えるため、図書館の本を学校を通じて貸し出すようにいたしました。こちらにも徐々に利用者がふえております。また、両小学校では、学校司書が「読書貯金」と称した手づくりの読書記録簿を作成し、子どもたちが使用している状況でございます。一般的な読書通帳は、機器も含め高額となるため、導入を見送る図書館も多いと聞きます。ただ、ご指摘のとおり、「読書通帳」の形態には、記載式などの様式もございまして、実施方法もさまざまです。

地方創生・子育て支援と言われる中、地域における図書館の役割はますます重要であると考えております。読書通帳のよさを通して、子どもたちからの読書習慣の確立、また子どもたちだけでなく、家族で目に見える読書の楽しみ方を支援する一つとして、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 子どもたちを取り巻く環境は今とても複雑で、思ってもいない方向に流されていく、そんな様相さえ感じております。本は、心のごちそうであり、どんな状況でも、またどんな時代でも本を読むということは、心の支えになったり、人生の

起点であったり、落ちついた時間を過ごせたりする大事なときです。子どものころからいろいろな本に出会うことは本当に大切なことです。この秋の学校での選書会でも、子どもたちはたくさんの本を手にとってはキラキラした目をしてページをめくっておいりました。図書館は本の貸し借りだけでなく、居場所であったり、出会いの場でもあります。たくさんのジャンルの本があり、知識などとの出会いもありますが、人との出会いの場所でもあります。そういう意味でも、町の大切な場所になってくると思います。

宇治田原の両小学校では、学校司書の先生による読書貯金と称した読書記録簿があり、子どもたちが使用しているとのことでした。自分の読んだ本の歴史がためていけるというのは、とてもよい取り組みだと思います。この取り組みを中学校へ、またその子どもたちを取り巻く大人の方も含め町全体の取り組みとして、この読書通帳の取り組みを進めていただきたいと思います。また、本の入れかえも含め、蔵書の充実もお願いし、この質問を終わらせていただきます。

次に、2点目、介護予防・認知症対策についてお伺いいたします。

介護予防・認知症対策事業の今後の展開についてでございます。

健康長寿への取り組みを進める上で、宇治田原町では定番になりつつあるのではないかとと思われるほど継続して行われている元気はつらつ若返り塾。介護予防事業として要介護認定を受けていない65歳以上の方が、町内各自治会館などに喜々として集われ、元気いっぱい体操をしておられます。介護予防に大切なのは、家にこもらないこと、ご自分で出かけられる方はどんどん出かけていただく、そこから介護予防は始まっております。

また、2次予防対策として毎年行われているチェックリストでピックアップされた方対象の元気アップ教室。今年度は特に保健師の積極的な勧奨により、参加希望者が3倍に。こちらでも皆さん頑張って参加されておられます。これは、元気いっぱいのスタッフの方々の頑張りがあってこそのも。このような積極的な取り組み、また継続した取り組みは大変有意義だと思います。

さらに今年度は、認知症対策としてSOSネットワーク「みんなで見守りうじたわらネット」の取り組みも、認知症の方はもとより、さらにネットワークが広がり、高齢者から子どもたちまでお互いの見守りに発展していければと期待しております。

このような2次予防対策、SOSネットワークなどの認知症対策の取り組みの継続と、さらなる今後の展開についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川健康長寿課長。

○健康長寿課長（黒川 剛） まず、介護予防2次事業でございますが、現在実施しております元気アップ教室につきましては、昨年の参加者16名から48名と3倍となり、年1回開催から3回へ開催回数をふやして対応させていただいているところであり、一人でも多くの高齢者が参加されることにより、要介護状態にならないよう取り組んでいるところでございます。

2次予防事業から、介護保険法の改正により、地域総合事業へ移行を予定していることから、新年度は1年を通じて事業を開催するとともに、事業内容につきましては、これまでの運動器・口腔衛生・栄養・認知予防に加え、デイサービスで見られるようなレクリエーション的要素も加えて実施することを検討しております。

新年度は総合事業への移行期として試行し、課題の抽出と整理を行うこととし、平成29年度移行を円滑なものとするべく取り組んでまいりたいと考えております。

また、本年度、食を通じての介護予防という観点から、骨粗鬆症や減塩食といったテーマで、保健師・管理栄養士等が講義、実践、試食を行う取り組みも行っており、昨年を上回る参加をいただいております。新年度も拡充して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、認知症対策についてでございます。

本年度から「みんなで見守りうじたわらネット」の仕組みづくりに着手し、現在、高齢者1名、協力者が事業所30件、個人14名の44件ご登録いただいております。登録していただいた方々には、事案が発生した場合を想定した連絡票をファクス送信し、テストを行うとともに、ステッカーの配布により、事業のPR等にも努めているところでございます。

今後の展開としましては、協力していただいている方々を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する知識の取得及び理解を深めていただく取り組みを行うとともに、模擬訓練の実施を検討しております。また、高齢者の居場所づくりや初期認知症の方々を早期に発見し、地域包括支援センターと連携が図れるよう認知症カフェの開設を検討しております。認知症カフェは、京都府内で広く開設されており、本町におきましても関係機関の協力をいただく中で開設してまいりたいと考えております。

介護予防を重点的に行うことで要介護状態への移行をできるだけおくらせ、さらには要介護状態にならないことを目指して取り組んでまいりたいと考えております。もし、認知症状態になっても、地域で見守りができ、可能な限り地域で生活していただけることを目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） 認知症対策として取り組まれている、「みんなで見守りうじたわらネット」に登録していただいた方々を対象に、今後の展開として認知症サポーター養成講座の開催も検討されているとのこと。

養成講座の広がりによりサポーターが増加し、認知症の早期発見・早期治療が高まると注目されている中、例えば65歳以上の高齢者1人に対して約2人のサポーターがいる福井県若狭町。県内の他の自治体と比べ、認知症の初期段階における初診率が高いことが判明いたしました。またサポーターは、社会福祉士などの専門的な職種だけでなく、金融機関や商店など幅広い職種からもニーズが高まっております。金融機関の窓口業務の職員がサポーターであれば、認知症の方の振り込め詐欺被害を防ぐことも期待されます。このほか、学校現場での養成講座も各地で行われております。このようにサポーター養成に積極的に取り組んでいただけるよう期待しております。

今、介護・認知症といっても高齢者だけの問題ではありません。若年層でもさまざまな要因で介護状態になったり、認知症を発症するということがあります。また、未婚の子どもと同居する両親も、ともに高齢化が進み、介護や認知症の対応に困難な状態になるということも懸念されます。

健康長寿課だけでなく、教育、福祉課等、連携しての取り組みと、やはり健康であるためのバロメーターとして、健康診断やがん検診の充実で、病気などの早期発見、早期治療を目指し、受診の機会の拡充として集団健診の土曜・日曜の開設などの検討も提案させていただき、介護予防・認知症対策についての質問を終わります。

最後に3件目、18歳選挙権についてお伺いいたします。

投票意識の向上と期日前投票についてでございます。

近年、若者をはじめとする有権者の投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは喫緊の課題でございます。明年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることも見据え、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められていくものと思われれます。

近隣市町でも行われている投票整理券に期日前投票に必要な誓約書を印刷することも有効ではないかと考えます。また、宇治田原町では毎年、成人式の日模擬投票を行っておられました。今後、投票意識の向上に向け、どのような取り組みをお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（田中 修） 山下理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（山下康之） 選挙意識の向上と期日前投票についてのご質問に対し、ご答弁申し上げます。

公職選挙法等の一部を改正する法律が本年6月19日に公布、平成28年6月19日から施行されることになり、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、次の参議院選挙からの適用が想定されるところでございます。この改正により、満18歳に到達した高校生も選挙権を有することとなり、全国では約240万人が新たに有権者と見込まれ、本町では約200人がその対象となる見込みであります。

近年、若者の投票率が低下する中において、政治参加意識の向上を図ることは非常に重要な課題であると考えているところであり、現在、国では高校生向けに選挙の意義や模擬投票などを内容とする副教材を作成され、今後、府内の高校にも配付される予定と聞いており、本町でも中高生に向けたより効果的な啓発方法について、選挙管理委員会において検討しているところでございます。

議員より提案がありました投票入場券への期日前投票に係る宣誓書の印刷につきましては、期日前投票の投票環境向上に非常に有効な方法であると認識しているところであり、近隣市町の状況も把握する中で検討してまいりたいと考えております。

また、成人式の日での模擬投票については、法律改正の施行が6月であることから、来年1月については実施を予定しておりますが、今後につきましては、より効果的な選挙啓発方法について再度見直しをしていきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（田中 修） 山内君。

○3番（山内実貴子） ありがとうございます。

政治参加意識の向上を図ることは、非常に重要な課題とのご認識の上、より効果的な啓発方法についてご検討いただいているとのことでした。早い段階での取り組みを求めるとともに、期日前投票の投票環境向上についても積極的な検討を求め、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、山内実貴子君の一般質問を終わります。

引き続きまして、6番、青山美義君の一般質問を許します。青山君。

○6番（青山美義） 6番、青山美義が一般質問を行います。

お茶の京都の今後の取り組みについてでございます。

平成27年4月に「『日本茶800年の歴史散歩』～京都・山城」として日本遺産の

第1号に認定され、今後は宇治田原に多くの方が訪れると思われ、緑茶発祥の地・宇治田原には永谷宗円生家があり、お茶の京都を機会に生家の地元周辺の景観、河川道路整備をすることで地域の活性化になるのではないかと考えます。

本町の今後の取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、青山議員のお茶の京都についてお答えを申し上げます。

京都府山城地域12市町村では、平成29年度をお茶の京都の目標年次として定め、取り組みを進めております。

具体的な施策の展開方法といたしましては、茶畑等の景観を維持・継承と宇治茶の価値の再発見・向上を図るため、日本遺産「『日本茶800年の歴史散歩』～京都・山城」をさらにブラッシュアップすることとともに、世界文化遺産登録に向けた住民運動を展開し、子どもたちをはじめ、さまざまな層に応じたお茶を飲む文化の普及・拡大を進めております。また、お茶をテーマとした戦略的な交流拠点づくりやそのネットワーク化を図ることにより、多くの方が訪れ交流することで、経済的な波及効果を生む仕組みを構築していきたいと考えております。

本町では、永谷宗円生家、茶宗明神社、上大福茶園の湯屋谷エリアを戦略的な交流拠点として位置づけ、今年度に湯屋谷地域と京都府・町で協議を行ってきており、今年度中に日本遺産関連案内看板の一部の設置を予定しておりますとともに、その他の事業につきましても、今後、連携して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、ことし11月には湯屋谷地域に引き続き、町内の集団茶園4カ所をJAやましろ宇治田原茶業部会から京都府景観資産に登録申請を行なっていただいておりますので、町全域での取り組みも行っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 青山君。

○6番（青山美義） 今回のお茶の京都は、湯屋谷地域がエリア区でかなり範囲が広くあるわけですが、ぜひともすばらしい企画のもと、訪れる方に、また宇治田原に行ってみたくと思われるような環境整備をしていただき、また地元区とも十分な話し合いの中ですばらしいものをつくっていただけるよう強く要望いたしまして、お茶の京都についてはこれで終わります。

次に、安心・安全対策、河川管理状況についてお伺いをしてまいります。

田原川は府の管理河川であるが、堤外地に雑草が繁茂する区間や土砂堆積が進み、しゅんせつを要する区間など多く見られる。特に、307号線乗岩橋から育英橋の間は未改修区域であり、雑草繁茂や土砂堆積が多く見られる。こうした事象は、近年見られる豪雨時には、河川越流の原因の一つになると予想され、河川に隣接する土地所有者にとっては大きな不安要素であるが、現実的には未対応の区間や箇所が多くある。

府は、河川管理として、どのように現状把握し、対処されているのかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） 次年度の予算措置に関係する要素もありますが、年に一度、河川の状況把握のための調査を京都府のほうでは実施をされております。今年度は現在進めていただいているところでございます。この調査の中で、しゅんせつや修繕等の必要があると判断されたものにつきましては、緊急性の高いところから対応をいただいております。

このようなことから、ご質問をいただきました区間にあつては、今年度事業として、乗岩橋上下流においてしゅんせつ工事を実施していただく予定でございます。

なお、河川区域の雑草等に関しましては、河川管理上及び治水上支障がある場合のみ伐木等を行うこととされておりまして、各箇所の状況を見ながら判断されることとなります。また、河川管理上問題があると思われる場合には、個別にお願いすることも可能でございます。

町担当部局といたしましても、さまざまな状況を把握する中で対処してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 青山君。

○6番（青山美義） 一昨年の台風18号に伴う大雨により、土砂が道路河川、農地に大きな被害をもたらし、その後も河川が雑草で覆われていて、昨年の被害を忘れていたかのような現状であり、今後、京都府に対して被害等を風化することなく、また教訓として定期的にしゅんせつ、雑草の削除を求めていただきますよう強くお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、青山美義君の一般質問を終わります。

引き続きまして、2番、内田文夫君の一般質問を許します。内田君。

○2番（内田文夫） それでは通告に従いまして質問をいたすわけでございますが、もう

7人目ともなりますと重複するところがほとんどでございます。質問の角度が違う、いやちょっとスタンスが違うという、そういう思いで質問をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いを申し上げます。

人口ビジョン目標設定値の信憑性についてお伺いをいたします。

第5次まちづくり総計及び地方創生総合戦略計画の中において2040年（平成52年）に人口1万人の保持を設定される根拠は、いかなる精査の積み上げによる結果なのか。また、その設定数値（1万人）の達成度の確率はどの程度を想定されているかを、お隣のあらゆる面においてすぐれた宇治市が、社人研予想の数値に近いところに設定をし、将来に対し厳しい判断を示し、それに対処すべく諸策を検討されようとしている中、当町が社人研の予測とは3,000弱の乖離ある数値であること、また日本創成会議予想の消滅対象から外れたのはわずかな差のポイントであった点も踏まえた上でお答えをいただきたいと存じます。

○議長（田中 修） 奥谷企画課長。

○企画・財政課企画課長（奥谷 明） 議員ご指摘のとおり、国立社会保障・人口問題研究所の試算によれば、人口減少対策の効果を反映しない場合、本町人口は平成52年には約7,400人と推計されており、また民間の日本創成会議による将来の消滅予測自治体には含まれなかったものの、非常に憂慮される推計がされているところでございます。

こうした中、本町が第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を進めるに当たり実施いたしましたアンケート調査におきましては、一定の人口増加を求める声が過半数以上あり、また審議会等からは厳しいご意見もご指摘もいただく反面、新名神高速道路の開通など本町の持つポテンシャルを考えた場合、まちの活力面からも理想に向けた積極的な目標を持つべきとのご意見もいただいたところでございます。これらを受けまして、本町といたしましては国及び京都府が目標水準として掲げる合計特殊出生率への準拠、転入転出の均衡、新名神高速道路や宇治田原山手線の整備効果によるIターンやUターン等の転入者増を見込み、平成52年において人口1万人を推計しているものでございます。

議員お尋ねの人口目標達成度の確率についてでございますが、簡単に達成できる数値ではないことは十分認識いたしておりますものの、現在のところ、確率数値をお示しすることは難しいところであり、今後この目標を達成すべく総合計画や総合戦略に掲げる諸施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう

お願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご理解をいただきたいとのご答弁をいただいたわけですが、私は人口ビジョン素案を拝見させていただいた上で、最終的に特出出生率が2.1、転入・転出プラスマイナスゼロからプラス30人、新たな道路整備で1,600人アップとの、全てにおいて、楽観的というか現実離れをした予測数値をもって設定されているなど、率直な疑念を持ったところではありますが、人口減少を続ける中、企画の段階では表には出ないといえますか、出せない、精査の上であろうとの思いからお伺いをいたしたわけでございます。

しかし、答弁の趣旨は、理想に向かった積極的な目標であるとのことでもあります。また、委員会において中間の人口数の設定いかにやに対するお答えは、目標数値から逆算による数値であるとお答えを伺うに至っては、信憑性に苦しむところであり、全く信じられない数字であると言わざるを得ません。

理想と現実とはかけ離れるのが普通であろうと存じます。推計数値設定には丁寧な説明が必要であり、今後の施策実施の手法の中において明確にさせていただくことを要望して、次の2問目を町長にお伺い申し上げます。

人口ビジョンに関する2問目に入ります。

私は、従前より、来るべき未来を現実と感ずる力、それに正面から対峙して行動する能力が求められているということを理解してほしいと願っているところでございますが、なかなか理解をいただけていないこと、いささか残念に思うところであります。

この際、この人口減少を見て、選択と集中の視点から、人口動態によっては規模の変更も考慮が必要となる新庁舎建設を一時凍結にしてでも、地方創生の実りある結果を得べく、義務教育学校の設置を最優先にするぐらいの発想の転換をお図りになるような思いはないか、一度お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 内田議員のご質問にお答えを申し上げます。

本町をお預かりする町長としての私の責務は、まずは現在作業を進めております第5次まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生戦略をはじめとする各種計画の策定により本町が進むべき道筋を明確にした上で、これら計画に基づく各種施策の確実な実施により、本町が目指す将来図を実現していくことにあると考えておるところでございます。

私は、これまでより、来るべき未来に向けた諸課題に対し正面から向き合い行動してまいったところですが、今後も各種施策を具体的に推進させていただく中において、町政の責任者としての判断がさらに求められることは多々あると存じます。こうした状況におきましても、関係機関や皆様のご意見も十分踏まえさせていただく中、その時々判断をしっかりと行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁ありがとうございました。

発想転換に関する質問では明確なお答えはいただけませんでしたが、来るべき未来に向けた諸課題に対し正面から向き合って行動していただいているとのこと、いささかの安心を持ったところであります。今後は、先頭に立っていただいて対処していただくことをご期待申し上げます。

一方、この人口設定に基づいて中長期的な施策をやれば、新庁舎の規模、災害に関する対応、教育施設等の根幹にかかわる地方行政は今ままで大丈夫ということになり、選択と集中という重要な決断を放棄することになると危惧をいたします。あえて申し上げますが、人口ビジョンは最悪の場合を想定したシャドープランを、内々にでもよろしいですからおつくりになることも有益かと存じますので、一考を願うことを進言いたしまして、次の教育委員会の質問に入ります。

それでは、教育委員会教育長に連携教育に関する9年間を見通した学習指導内容設定のめどについてお伺いをいたしたいと思えます。

この間、幾度となく具体的なものを提示していただきたいところがございますが、今現在提示がないのは、平成26年2月17日付の宇治田原町小中一貫教育推進について考えられる事項や内容についての資料書の中の学校側担当事業、教育課程計画編成及び指導カリキュラムの作成は平成27年4月には具体化、実践の段階にあるとされているにもかかわらず、理解に苦しむところがございます。

推察いたしますに、全教職員の賛同が本当に得られていないのではないかと。学校側担当事業では、能力的に作成が困難ではないのか。あるいは、町教育委員会所管事業の中の町の研究、研修システムが機能していないのではないかと。府教委との調整に問題があるのか。そして、教育長の指示が適正に発動されていないのではと思うところでありませぬ。

と申しますのは、連携化についての成果としてお答えになる、学校は比較的安定した

状況で生徒・児童は学習及びクラブ活動に専念をできています、成果は出てきていると判断しますという発言は何を基準の発言なのか、疑念を持つところでありますと同時に、以前からご指摘をしています学校、特に学校文化、学校間を変革する気がないというか、一歩前に進むのが苦手なのかななどの思いからであります。

一日も早い提示を願いたいと存じますが、最短でいつごろになるかお伺いをいたします。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ただいまのご質問にお答えいたします。

学習内容の設定についてでございますが、平成25年度にレッツ・スタディ・宇治田原っ子と称して、日々の授業の流れを意識して実践できるよう、授業における3小・中学校の学習の決まりを統一したところでございます。平成26年度では、3小・中学校共通の領域別全体計画となる人権教育と地域学習の年間指導計画を作成いたしました。また、今年度には、各小学校において8教科の授業研究を実施し、教科の指導法の交流を行うとともに、小・中学校合同教科部会を開催したところでございます。

このような実践をもとに、今年度から教科別年間指導計画に係る検証や作成に取り組んでいるところであり、平成29年度には作成したいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁をいただきました。

私は、作成に時間がかかり過ぎるのではないかと。それに加えて、各種の指導計画作成の順番がちょっとさかさまではないのかというふうに感じます。教科別年間指導計画を最初に作成されて、学力の向上を図る中で同時並行的に人権教育あるいは地域学習の指導計画を作成するという形をとれば、学習習熟度に応じたよりよい効果は得ることができるのではないかと考えているところでございます。

しかし、平成29年度には作成したいとのこと。それ以上おくれないう、ご尽力を願いたいと思います。

次に、2問目に入ります。人口減（出生率の低迷）による減級対応への基本的な対策についてお伺いを申し上げます。

文部省は、小学校教員の大幅削減、3,800人を切って800億を削るという計画をするとともに、従来よりの35人学級を基本とする方針を固める中、当町では七、八年後に到来する維中の生徒及び田原・宇治田原両小学校児童の在籍数から現実となる減

級問題に関して、教育環境に不満を感じ町外への転出を考える若い親の世代が少なくな
いという事実、また、私学への進学も一定度あるとの要素も踏まえての対応は、一体ど
うお考えになるのか。

そして、このままでいけば、京都式をある程度採用しても中学校各年2学級、両小学
校各年1学級となり、現在の普通クラス31学級が18学級になる予測もできる中、い
かなる対策を考慮されているのか、ご所見を伺いたと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えいたします。

教育環境による町外への転出や私学への進学については、個々の世帯事由があろうか
と思われるところでございますが、保護者の方々には、魅力ある教育環境と学校運営を
望まれていることと察するところでございます。

このような中、本町で育てたいこども像として、1に「夢に向かって自ら学ぶ子」、
2に「つながり（絆）を大切にする子」、3に「誇りをもってふるさとを語れる子」の
実現を目指して、より一層の教育の充実に努めていかなければならないと考えておりま
す。

また、児童・生徒数の減少により学級の減級が予想されることについては、学校適正
規模を踏まえ、今後の児童・生徒数の推移を見据えた教育効果と課題について十分な検
討と整理が必要であろうと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお
願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁ありがとうございます。

まず最初をお願いをしておきたいのは、人口減少が確実になる中、教育環境に不満を
感じて転出するというような人は限りなくゼロにさせていただきよう、ご努力願いたい
と思います。そして、今後の児童・生徒数の推移を見据えてとのことでありますが、
10年先まではわずかな誤差で確定をできると思います。危機的な状況を想定され、検
討・整理に努力を願いたいと存じます。

そして、先ほど3つのスローガンをお聞きしました。立派なスローガンなんです
が、同じように宇治で一貫教育をやっている宇治ひろの学園、あそこの3つのスローガン、
学力の向上、やさしい心、強い体力、それを3つに一貫教育を進められております。幾
ばくか、田原の一貫教育をセットされているのはニュアンスが違うのじゃないのかなと、
このスローガンから受けとるものですから、それもよろしくお考えを願いたいと思いま

す。

続きまして、3問目に入ります。義務教育学校設立の展望についてお伺いをいたします。

あり方検討委員会の答申を真摯に受け入れる度量を持っていただいて、制度疲労を指摘される6・3制の違和感を払拭し、学力向上に重点を置いて、推進協議会が町教委に判断を委ねた一体型か、いや分離型かの二者択一に決断を下され、新教育委員会が発足した今、義務教育学校設立にちゅうちょすることなく進んでいただくべきだと存じます。独自の教育改革を競い合う義務教育学校設立は、まさに地方分権の発意であり、当町においては地方創生の基盤になるであろうと確信を持っておるところであります。万難を排して取り組む覚悟の有無について、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 教育長。

○教育長（増田千秋） ご質問にお答えをいたします。

学校教育法の一部改正による小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化により、義務教育9年間のカリキュラムを弾力的に運用できる義務教育学校の設置が可能となります。

このような状況を踏まえる中、将来の宇治田原町を担う子どもを育てることができる教育環境の整備を観点に、義務教育学校か小中一貫型小中学校かを、そして本町の小中一貫教育を推進する上での学園構想や学校運営・組織体制を含めて、現状をしっかりと把握し見きわめながら、本町らしい今後の教育基盤となるよう十分協議・検討を重ね取り組んでいかなきゃならないと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 内田君。

○2番（内田文夫） ご答弁ありがとうございました。

先日の新聞紙上には、東京都においては、小中高一貫の公立学校をつくる予定だという記事が入っていました。

当町では、22年より、あり方、試行ですが、未来学校の指定を受けて、22年度よりこの制度に入ってきました。そして義務教育学校は、何かあすにでもできそうなというような今のご答弁のニュアンスを受けるんですが、これも3年前からできるぞできるぞ、できたときにはどこか手を上げろというふうな感じできた一貫教育学校、義務教育学校であります。

今まで1問目、2問目をお伺いしてそういう中でも、この町は現実にすごいスピード

で人口減少が起こっています。それも児童・生徒、その辺ぐらいが一番影響を受けるような状態です。もう10年先を見据えれば、この宇治田原町には一体型の義務教育学校しか無理だろう、その形をとらなければ義務教育はこの宇治田原ではできないよということになるやと思います。そこで、人口ビジョンで、いやいやそうじゃないんだ、1万人を確保すれば田原小学校も宇治田原小学校もあっていいよ、維孝館中学校もそれでいいんだということになりますが、私は、そんなに甘い数値が10年後に出てくとは思わない側におります。

どうか、その辺あたりを真剣に考えていただいて、運営だとか組織の体制は完結するまで待っておればなかなかできるものではございません。新教育委員会、総合教育会議において、何年後には、ここは一体型の義務教育学校でいくんだというぐらいの強い熱意を持っていただくことを切望いたしまして、要望にかえさせて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、内田文夫君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで皆さんにお諮りいたします。本日の会議時間についてであります。まだ予定の質問が残っております。よって、会議規則第9条第2項に基づきまして、会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ありがとうございます。異議なしと認め、予定の一般質問が終了するまで会議時間を延長いたします。よろしく願いをいたします。

引き続きまして、9番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○9番（原田周一） 通告に従いまして質問いたします。

観光振興の面から、「宗円の郷」西ノ山集団茶園整備事業についてお尋ねいたします。担当課においては、宇治茶の世界文化遺産登録、また、本町の茶園を含む景観登録準備作業、また、本年4月に永谷宗円生家を中心とした茶畑・町並みなどが日本遺産の構成資産として認定され、本町の茶畑景観などを世界に発信する絶好の機会であると思っております。

そこで、宗円の郷の整備についてお尋ねいたします。

西ノ山集団茶園整備事業は平成18年度の事業開始から26年度までに、国をはじめ京都府・町から補助金として計6億4,280万円が支出され、整備されてきました。当初の事業趣旨には、本町の基幹産業としての茶業を次代へ伝えていくため、茶生産の新たな基盤及び日本緑茶発祥地としての観光振興も含めた地域振興活性化拠点機能をあ

わせ持つ大規模な集団茶園を造成し、大型機械の導入、組織的経営の移行などにより茶業経営の大改革を推進し、茶業のさらなる発展と後継者対策に取り組むと記され、今日まで農事法人を主体に展開されております。

私は、過去、本会議、委員会の席で、本整備事業に対し何度か質問させていただきましたが、今もって頭に残っているのは、世界に向けて発信する250万円もかけた大看板の設置、また茶工場建設の際には児童・生徒の教育の場としての整備が望ましいとの答弁などがありました。

昨年度からようやく収穫も始まったと聞いております。

そこでお尋ねしますが、「宗円の郷」西ノ山集団茶園の観光振興に対するロードマップはどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一）

_____。

_____、世界文化遺産を目指す取り組みの一環として、ことし6月に、永谷宗円生家と大福谷の茶畑が京都府景観遺産に登録されましたが、それに引き続きまして、ことし11月に、町内の主な集団茶園4カ所をJA京都やましろ宇治田原茶業部会から登録申請を行なっていただきました。その中の一つに「宗円の郷」の茶園もエントリーしておりまして、いずれは世界文化遺産の構成資産として登録を目指していければと考えております。

お茶の京都では、山城地域12市町村が広域的に「宇治茶」をキーワードに世界に売り出していこうと考えており、その施策に乗って取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） ただいまの答弁で少し進んでいるかなと思いますけれども、中長期的には「宗円の郷」の茶畑を活用した独創的な空間や風景の演出で遠方からの来訪者を迎えるエリアとしての現在策定中の観光振興計画に位置づけているとの答えでございました。

私は、過去、茶工場などを含め、町外来訪者をはじめ、地域住民をも交えた体験型エ

リアをつくってはどうかとの提案をさせていただきましたが、観光振興計画が策定中とのことですので、公表の時点で検証したいと思います。

中長期的にはとのことですが、どれぐらいの期間を想定されているのか。京都府景観資産登録された永谷宗円生家と大福谷の茶畑や、また新たに「宗円の郷」を含め計4カ所の茶園を引き続き申請中とのこと。また、現在進めている世界文化遺産登録への取り組みを目指すとのことですが、新名神完成の時期では、時間がかかり過ぎるのではと思いますが、いかがでしょうか。

隣接している長谷山などを考慮とともに、くつわ池との一体化した開発などをベースに、大型バスや車の駐車スペースの設置、また町内物産品を扱う道の駅など、開発計画の青写真を早急に作成すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 木原産業振興課長。

○産業振興課長（木原浩一）

_____。

一、世界文化遺産への登録については、京都府をはじめ近隣市町村が一致協力をして取り組んでまいりたいと考えており、_____現在策定中であります観光振興計画の中で、いただきましたご意見を含め検討させていただきたく考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） それでは、3回目の質問をいたします。

町長は、茶を中心としたまちづくりを進めたいと、よく口にされております。お茶が健康飲料として世界的に見直されている今日、緑茶発祥の地として世界文化遺産登録への取り組みは、本町の観光振興のきっかけとしては大いに評価できることだと思います。観光が盛んになれば、新しく仕事も発生してきますし、また仕事が発生すれば、人口増にもつながると思います。

そこで提案ですが、新年度からでも、予算執行を含めた責任体制の明確化を図る意味からも、観光振興課または室を設置してはいかがでしょうか。観光振興への思いと専門

性のある担当課の設置について、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、ご答弁申し上げます。

観光資源を生かしながら、町内外からの来訪者をもてなし交流を深めていく取り組みにより町全体ににぎわいが生まれ、観光によるまちづくりの推進につながるものと考えております。

こうした中で、ご質問をいただきました観光を打ち出していく町組織についてでございますけれども、現在、今後のまちづくりや住民の皆さんに利用しやすい役場づくり、これまで町議会からもご指摘をいただいたことも踏まえ、組織等について検討しておるところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 原田君。

○9番（原田周一） 先ほど、お茶の京都認定をきっかけに観光ルートの整備をしていくと先ほどもございましたけれども、観光振興の取り組みに対する町長の本気度を示す意味からも早急な組織体制の構築をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

引き続きまして、4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） 通告に従いまして一般質問を行います。

私は、通学路の安全確保についてお聞きをしてみたいです。

特に、朝夕、国道307号の渋滞を避けて郷之口鷲峰山線あるいは郷之口湯屋谷線を抜け道として走る、そういう車について、子どもたち、特にこれはもう全町、宇治田原小、田原小の児童並びに維孝館中の生徒全てにかかわるんですけれども、通学路として利用されているわけです。通学の安全の確保をどのように図っていくのか。これまでもお聞きしておりますけれども、その後どのように進展していくのかお聞きをいたします。

また、大道寺から宇治田原小への通学路の問題もありますが、このようにところどころ傷んでいる箇所が見受けられるわけですが、この回収についてもどのように取り組んでいくのかお聞きをいたします。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ご指摘の町道郷之口鷲峰山線、郷之口湯屋谷線は、両小学校並びに維孝館中学校の通学路でございます。安全の確保や対策は重要な課題であると考えております。一方で、増大する通過交通に対する対策も必要でござ

いまして、ドライバーに対する啓発活動を続けておりますほか、速度規制につきましても協議を京都府公安委員会と行っております。

道路の整備に関しましては、拡幅や歩道の設置などを基本としながら進めておりますが、既に緻密に土地利用がなされている区間が多うございまして、用地確保が容易でございませぬことから、既存居住区域内での拡幅は厳しい状況にあります。このようなことから、歩行される部分を明確に示すよう、通学路に該当する箇所にグリーンベルトの設置をしておりますが、通学路も年々変化をいたしますので、迅速に対応できるよう教育委員会とも協議し、進めてまいりたいと考えております。

また、通学路の安全確保という観点からいたしますと、歩道の設置された道路へのルート変更も選択肢の一つであると考えますので、そうしたことも踏まえながら、関係者の方々と検討してまいりたいと考えます。

また、通学路として利用される町道の修繕に関してでございますが、日常業務の中で把握できるものについては適宜対処しておりますが、全ての町道の状況について把握はできておりませぬので、保護者の方々はもとより、地域の方々から情報をいただく中で対処してまいりますので、何とぞご協力いただけるようお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、2回目の質問をいたします。

郷之口鷲峰山線と郷之口湯屋谷線につきましては、通学路でもありますけれども、同時に生活道路としてもあります。それで、今答弁されましたように、いろいろと問題点があるとしても、歩道の設置、あるいは時間による通行規制等々、有効な方策はまだまだあろうかと思えます。しかし、その中でも速度規制30キロ規制が、これはやっぱり一番の基本的な手だてではないかというふうに考えるわけでありませぬ。

これまでも皆さんご承知のように、長年にわたって要望をしてまいりましたし、また関係する立川区、荒木区、郷之口区の3区長連名で要望を上げていただいております。今、公安委員会と協議中という、この30キロスピード規制については協議中というふうに答弁をされておりますけれども、この公安委員会との協議という中身につきましては、ずっともう何回か繰り返しお聞きをしているわけでありませぬ。それこそいつまでかかっているのかということなんです。

そういう点では、これ責任は公安委員会にあるのか、その点でははっきりせなあかんというふうに思うんですけれども、町にあるのかと。その点、また公安委員会での協議

がどういうところで問題になっているのか、そこらあたりがはっきりしているのか、していないのか、ただ協議中というだけのことを聞かされているのかどうか、その辺をぜひ第2回目の質問としてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中 修） 光嶋理事兼建設課長。

○理事兼建設・環境課建設課長（光嶋 隆） ただいまご質問いただきました、公安委員会等の協議中ということについての内容でございますが、速度規制を施行いただく際には、その道路上に対しましてゼブラゾーンの標示ですとか、あるいは路側線の設置、そういったものが最低の条件として求められるということが京都府の公安委員会から指摘をされております。ただ、その内容につきましては、なかなかここまでやればよいというのが情報としていただけない中で、我々のほうで、こういった内容でやりたいという意思表示を持って協議が進んでおるといような状況でございます。

そういったことから、今後、早期に実施するにつきましては、郷之口鷲峰山線並びに郷之口湯屋谷線に対しましてのそういった道路上の標示等を中心に、予算を確保する中で対処する問題があるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） これは、生活道路、住民の安全ということはもちろんですけども、子どもが通るところなんです。そういう意味では、いつ何が起こってもわからないような状況はずっと続いているわけです。そういう点では、やはり子どもの安全の問題として一刻も早く対策をせなあかんというところにあると思うんです。急ぐ必要があると思います。

そういう意味では、公安委員会待ちではあかんのじゃないかというふうに思います。町当局としてしっかりとした対策が求められておるといふふうに思うわけです。そういう意味では、公安委員会に町長の気持ちというか町長の姿勢、やるという姿勢が届いていないんじゃないかなというふうに感じるわけです。これまでも町長は、京都府との太いパイプということを売りにされておりますけれども、今こそ、こういうところで生かさないと、何しているのやというふうに言われて当たり前やと思うんですけれども、その点どのように町長は思われているのかということをお聞かせ願いたい。

やはり町として、さっきも言われたように、町はこういうふうにしていきますよということを提案していく、そういう主導権、どこをイニシアチブを握ってやっていくのかということが、これ解決の一番の方法やと思うんです。公安委員会待ちじゃなくて、そ

ういう点で何をしていくのかというところをぜひ、町長の決断を願いたい。優柔不断な対応をいつまで続けているんやという、そこもやっぱり町長の責任やと思うんで、その点の決意をぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中 修） 安本議員、今の質問、通告されましたか。

3回目の質問もうされましたか。

町長、答えられますか。町長。

○町長（西谷信夫） 安本議員のご質問、思いというか決意ということをおっしゃっておりますけれども、通学路につきましては、私も以前からは安心・安全な通学路、これは私自身も目指しておるところでございまして、将来を担ってくれる子どもたちの命を守るというのは、本当に当然大切なことであろうかというふうに思っております。

そういった中で、今の懸案の道路につきましても、私自身も京都府警本部のほうに要望にも参っておるところでございまして、そういった中でやっぱり30キロを担保とする道路にしなければならないということで、今協議をしていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 安本君。

○4番（安本 修） 今、担保と言われましたけれども、30キロ規制という点で、30キロ規制をやるということをしようというふうに公安委員会は思っていると思うんです。そういう点でやりやすい方向を、ぜひ、町長も議員の時代に禅定寺の川の堤防沿いをずっと走るような歩道といいますか、通学路を要望されてきましたね。ああいう形も含めて、ぜひ町長の、予算も含めてどういう道にしていっていいのかというのを含めて、ぜひ来年に向け予算化していただきたいということを要望して終わります。

○議長（田中 修） これで、安本修君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は12月21日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は長時間大変ご苦労さまでございました。

散 会 午後 5時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 稲 石 義 一

署 名 議 員 上 林 昌 三